

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案新旧対照条文目次

一	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）	．．．．．	（第一条関係）	1
二	漁船損害等補償法	．．．．．	（第二条関係）	46
三	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）	．．．．．	（第三条関係）	113
四	漁業災害補償法	．．．．．	（第四条関係）	123
五	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	．．．．．	（附則第九条関係）	125
六	農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）	．．．．．	（附則第十条関係）	126
七	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	．．．．．	（附則第十一条関係）	127
八	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）	．．．．．	（附則第十二条関係）	132
九	法人税法（昭和四十年法律第三十四号）	．．．．．	（附則第十二条関係）	133
十	消費税法（昭和六十三年法律第八号）	．．．．．	（附則第十二条関係）	134
十一	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）	．．．．．	（附則第十三条関係）	135
十二	民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十八年法律第	号）	（附則第十五条関係）	139
十三	農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）	．．．．．	（附則第十六条関係）	140

○ 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（この法律の目的） 第一条 この法律は、漁船につき不慮の事故による損害の復旧及び適期における更新を容易にするとともに、漁船の運航に伴う不慮の費用の負担及び責任等の発生により漁業経営が困難となることを防止し、並びに漁船に積載した漁獲物等につき不慮の事故による損害を補填するための措置（以下「<u>漁船損害等補償</u>」という。）を定め、併せてこれらを補完する措置を講じ、もつて漁業経営の安定に資することを目的とする。 （定義） 第三条 この法律において「漁船」とは、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）<u>第二条第一項に規定する漁船及びその他の船舶のうち漁業活動に必要な日本船舶で政令で定めるものをいう。</u> 2・3 （略） 4 この法律において「特殊保険」とは、戦争、変乱その他政令で定めるこれに準ずるもの（以下「戦乱等」という。）による滅失、沈没、損傷その他の事故（以下「特殊保険事故」という。）により生	（この法律の目的） 第一条 この法律は、漁船につき不慮の事故による損害の復旧及び適期における更新を容易にするとともに、漁船の運航に伴う不慮の費用の負担及び責任等の発生により漁業経営が困難となることを防止し、並びに漁船に積載した漁獲物等につき不慮の事故による損害を補てんするための措置（以下「<u>漁船損害等補償</u>」という。）を定め、併せてこれらを補完する措置を講じ、もつて漁業経営の安定に資することを目的とする。 （定義） 第三条 この法律において「漁船」とは、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）<u>第二条第一項（漁船の定義）に規定する漁船及びその他の船舶のうち漁業活動に必要な日本船舶で政令で定めるものをいう。</u> 2・3 （略） 4 この法律において「特殊保険」とは、戦争、変乱その他政令で定めるこれに準ずるもの（以下「戦乱等」という。）による滅失、沈没、損傷その他の事故（以下「特殊保険事故」という。）により生

じた損害を填補する漁船保険をいい、「普通損害保険」とは、特殊保険事故以外の滅失、沈没、損傷その他の事故（以下「普通損害保険事故」という。）により生じた損害を填補する漁船保険をいい、「満期保険」とは、保険期間が満了した場合に保険金を支払い、又は保険期間中の普通損害保険事故により生じた損害を填補する漁船保険をいう。

5 この法律において「漁船船主責任保険」とは、戦乱等によるものを除き、漁船の所有者又は使用者（所有権以外の権原に基づき漁船を使用する者をいう。第六章の二を除き、以下同じ。）が、その所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船の運航に伴つて生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴つて生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害を填補する相互保険であつて、この法律により行うものをいう。

6 （略）

7 この法律において「漁船積荷保険」とは、漁船に積載した漁獲物その他の農林水産省令で定める物（以下「漁船積荷」という。）を保険の目的として、滅失、流失、損傷その他の事故（戦乱等によるものを除く。以下「漁船積荷保険事故」という。）により生じた損害を填補する相互保険であつて、この法律により行うものをいう。

じた損害をてん補する漁船保険をいい、「普通損害保険」とは、特殊保険事故以外の滅失、沈没、損傷その他の事故（以下「普通損害保険事故」という。）により生じた損害をてん補する漁船保険をいい、「満期保険」とは、保険期間が満了した場合に保険金を支払い、又は保険期間中の普通損害保険事故により生じた損害をてん補する漁船保険をいう。

5 この法律において「漁船船主責任保険」とは、戦乱等によるものを除き、漁船の所有者又は使用者（所有権以外の権原に基づき漁船を使用する者をいう。第六章の二を除き、以下同じ。）が、その所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船の運航に伴つて生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴つて生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補する相互保険であつて、この法律により行うものをいう。

6 （略）

7 この法律において「漁船積荷保険」とは、漁船に積載した漁獲物その他の農林水産省令で定める物（以下「漁船積荷」という。）を保険の目的として、滅失、流失、損傷その他の事故（戦乱等によるものを除く。以下「漁船積荷保険事故」という。）により生じた損害をてん補する相互保険であつて、この法律により行うものをいう。

（組合の種類及び区域）

第七条 削除

(発起人)

第十三条 組合を設立するには、組合員たる資格を有する者のうち、五人以上が発起人とならなければならない。

第十五条 (略)

2 定款等作成委員は、五人以上でなければならない。

3 (略)

(創立総会)

第十六条 (略)

2 (略)

3 定款等作成委員が作成した定款及び保険約款の承認、事業計画の作成その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらな

第七条 組合は、地域組合及び業態組合とする。

2 地域組合の区域は、都道府県の区域とする。ただし、特別の事由があるときは、この区域としないことができる。

3 業態組合とは、政令で定める総トン数以上の漁船であつて、政令で定める特定の漁業に従事するもの、専ら漁場から漁獲物若しくはその製品を運搬するもの又は第三条第一項の政令で定めるもののみを漁船保険の保険の目的とする組合をいう。

(発起人)

第十三条 組合を設立するには、組合員たる資格を有する者のうち、地域組合にあつては十五人以上、業態組合にあつては五人以上が発起人とならなければならない。

第十五条 (略)

2 定款等作成委員は、地域組合にあつては十五人以上、業態組合にあつては五人以上でなければならない。

3 (略)

(創立総会)

第十六条 (略)

2 (略)

3 定款等作成委員が作成した定款及び保険約款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらな

ればならない。

4～7 (略)

(設立の認可)

第十八条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、その事業が健全に行われ公益に反しないと認められるときには、設立の認可をしなければならない。

一・二 (略)

三 保険金の支払に充てることのできる資産の額が、大規模な事故が生じた場合においても保険金を確実に支払うために必要かつ適当なものとして政令で定める額に満たないとき。

2 (略)

(定款に記載すべき事項)

第二十一条 組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一～五 (略)

六 準備金の積立及び管理の方法に関する規定

七～十二 (略)

2 (略)

(組合員たる地位)

第二十三条 設立当時の組合員は、組合の保険約款で定める期間内に

ればならない。

4～7 (略)

(設立の認可)

第十八条 農林水産大臣は、前条第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、その事業が健全に行われ公益に反しないと認められるときには、設立の認可をしなければならない。

一・二 (略)

(新設)

2 (略)

(定款に記載すべき事項)

第二十一条 組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一～五 (略)

六 準備金の積立及び管理の方法に関する規定

七～十二 (略)

2 (略)

(組合員たる地位)

第二十三条 設立当時の組合員は、組合の保険約款で定める期間内に

漁船保険の保険料（保険約款で定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあっては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの）の支払をしなかつたときは、そのときに組合員たる地位を失う。

- 2 組合設立後に組合員になろうとする者が組合に漁船保険の保険料（保険約款で定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあっては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの）の支払をしたときは、その者は、その時（保険約款で別段の定めをしたときはその日）から組合員となる。

（脱退）

- 第二十四条 組合員は、三月前までに予告して、組合を脱退することができる。

- 2 （略）

（除名）

第二十六条 （略）

- 2 除名は、総会の決議によつて行うものとする。この場合において、組合は、その総会の会日の七日前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- 3・4 （略）

漁船保険の保険料（保険約款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあっては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの）の支払をしなかつたときは、そのときに組合員たる地位を失う。

- 2 組合設立後に組合員になろうとする者が組合に漁船保険の保険料（保険約款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあっては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの）の支払をしたときは、その者は、その時（保険約款で別段の定めをしたときはその日）から組合員となる。

（脱退）

- 第二十四条 組合員は、三箇月前までに予告して、組合を脱退することができる。

- 2 （略）

（除名）

第二十六条 （略）

- 2 除名は、総会の決議によつて行うものとする。この場合において、組合は、その総会の会日の七日前までにその組合員に対してその旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- 3・4 （略）

(脱退の効果)

第二十七条 組合員が第二十四条第一項及び同条第二項第二号から第五号までの規定により組合を脱退したときは、第二十五条又は第二十五条の二の規定に該当する場合のほかは、当該組合と当該組合員との間に成立している漁船保険の保険関係は、全て、消滅する。

2 (略)

(議決権)

第二十八条 組合員は、各々一個の議決権を有する。

第二十九条 組合員は、定款で定めるところにより、第三十七条第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

2 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

3・4 (略)

(役員の定数及び選任)

第三十条 (略)

2 (略)

(脱退の効果)

第二十七条 組合員が第二十四条第一項及び同条第二項第二号から第五号までの規定により組合を脱退したときは、第二十五条又は第二十五条の二の規定に該当する場合のほかは、当該組合と当該組合員との間に成立している漁船保険の保険関係は、すべて、消滅する。

2 (略)

(議決権)

第二十八条 組合員は、各々一箇の議決権を有する。

第二十九条 組合員は、定款の定めるところにより、第三十七条第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

2 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

3・4 (略)

(役員の定数及び選任)

第三十条 (略)

2 (略)

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

4 組合の理事の定数の少なくとも五分の三は、組合員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも五分の三は、設立の同意を申し出た者でなければならない。

(役員の義務及び損害賠償責任)

第三十一条の二 (略)

2 (略)

3 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき、第三十九条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

(組合の代表)

第三十二条の三 理事は、組合の全ての業務について、組合を代表する。ただし、定款の定めに反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(総会の招集)

第三十四条 (略)

2 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

3 役員は、定款の定めるところにより、総会において選任する。但し、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

4 組合の理事の定数の少なくとも五分の三は、組合員でなければならない。但し、設立当時の理事の定数の少なくとも五分の三は、設立の同意を申し出た者でなければならない。

(役員の義務及び損害賠償責任)

第三十一条の二 (略)

2 (略)

3 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき、第三十九条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

(組合の代表)

第三十二条の三 理事は、組合のすべての業務について、組合を代表する。ただし、定款の定めに反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(総会の招集)

第三十四条 (略)

2 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

(組合員に対する通知又は催告)

第三十七条 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所)に宛てればよい。

2・3 (略)

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第三十八条 理事は、定款及び保険約款を各事務所に備えて置き、かつ、農林水産省令で定めるところにより、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2・3 (略)

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第三十九条 理事は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理事案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

3 第一項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

4 (略)

(組合員に対する通知又は催告)

第三十七条 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所)にあてればよい。

2・3 (略)

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第三十八条 理事は、定款及び保険約款を各事務所に備えて置き、かつ、農林水産省令で定めるところにより、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2・3 (略)

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第三十九条 理事は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理事案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

3 第一項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

4 (略)

(理事に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第四十一条 理事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定を準用する。

(総会の議事)

第四十三条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2・4 (略)

(総代会)

第四十六条 組合は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2・3 (略)

4 総代は、定款で定めるところにより選挙する。ただし、設立当時の総代は、創立総会において選挙する。

5 総代の選挙は、無記名投票によつて行ふ。ただし、定款で定めるところにより、総代候補者が選挙すべき総代の定数以内であるときは、投票を省略することができる。

6・7 (略)

8 前項の揭示は、選挙の期日の少なくとも十日前までにしなければ

(理事に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第四十一条 理事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定を準用する。

(総会の議事)

第四十三条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2・4 (略)

(総代会)

第四十六条 組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2・3 (略)

4 総代は、定款の定めるところにより選挙する。但し、設立当時の総代は、創立総会において選挙する。

5 総代の選挙は、無記名投票によつて行ふ。ただし、定款の定めるところにより、総代候補者が選挙すべき総代の定数以内であるときは、投票を省略することができる。

6・7 (略)

8 前項の揭示は、選挙の期日の少なくとも十日前までにしなければ

ならない。

9・10 (略)

(参事及び会計主任)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 参事については、会社法（平成十七年法律第八十六号）第十一条第一項及び第三項、第十二条並びに第十三条の規定を準用する。

第四十八条 (略)

2・3 (略)

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(退職手当)

第四十九条 組合は、その常勤する有給の役員又は職員の退職手当について、定款で必要な定めをしなければならない。

(解散事由)

第五十条 組合は、次の事由によつて解散する。

一、四 (略)

らない。

9・10 (略)

(参事及び会計主任)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 参事については、会社法（平成十七年法律第八十六号）第十一条第一項及び第三項（支配人の代理権）、第十二条（支配人の競業の禁止）並びに第十三条（表見支配人）の規定を準用する。

第四十八条 (略)

2・3 (略)

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又はその写しを送付し、且つ、弁明する機会を与えなければならない。

(退職手当)

第四十九条 組合は、その常勤する有給の役員又は職員の退職手当について、定款で必要な定めをしなければならない。

(解散事由)

第五十条 組合は、次の事由によつて解散する。

一、四 (略)

五 第八十六条第三項の規定による解散の命令

2・3 (略)

4 組合は、第一項の事由によるほか、組合員が五人未満になつたことによつて解散する。

5 (略)

(解散の効果)

第五十一条 組合が解散したときは、合併の場合を除いては、当該組合と組合員との間に成立している漁船保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険（以下「漁船保険等」という。）の保険関係は、全て、終了する。

2 (略)

(債権者の異議)

第五十四条 組合は、前条の期間内に債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

2 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

3・4 (略)

(新設合併の手続)

第五十五条 (略)

五 第八十六条第二項の規定による解散の命令

2・3 (略)

4 組合は、第一項の事由による外、組合員が、地域組合にあつては十五人未満、業態組合にあつては五人未満になつたことによつて解散する。

5 (略)

(解散の効果)

第五十一条 組合が解散したときは、合併の場合を除いては、当該組合と組合員との間に成立している漁船保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険（以下「漁船保険等」という。）の保険関係は、すべて、終了する。

2 (略)

(債権者の異議)

第五十四条 組合は、前条の期間内に債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

2 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

3・4 (略)

(新設合併の手続)

第五十五条 (略)

2 前項の規定による役員を選任は、合併をしようとする組合の組合員の中からしなければならない。ただし、特別の事由があるときは、組合員以外の者から選任することができる。この場合には、第三十条第四項本文の規定を準用する。

3 (略)

(合併による権利義務の承継)

第五十七条 合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務（当該組合がその行う事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(債権の申出の催告等)

第五十九条の二 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2~4 (略)

(決算報告書)

第六十一条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

2 前項の規定による役員を選任は、合併をしようとする組合の組合員の中からなければならない。但し、特別の事由があるときは、組合員以外の者から選任することができる。この場合には、第三十条第四項本文の規定を準用する。

3 (略)

(合併による権利義務の承継)

第五十七条 合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務（当該組合がその行う事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(債権の申出の催告等)

第五十九条の二 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2~4 (略)

(決算報告書)

第六十一条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第六十二条の四 裁判所は、第五十八条の二の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合において、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

第七十七条 合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 第五十四条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

二 (略)

(清算終了の登記の申請)

第八十条 組合の清算終了の登記の申請書には、清算人が第六十一条の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法の準用)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第六十二条の四 裁判所は、第五十八条の二の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

第七十七条 合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 第五十四条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

二 (略)

(清算終了の登記の申請)

第八十条 組合の清算終了の登記の申請書には、清算人が第六十一条の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法の準用)

第八十三条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十五条、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百三十二条から第三百四十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「漁船損害等補償法第七十一条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社清算人となつたもの」（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）とあるのは「漁船損害等補償法第五十八条本文の規定により清算人となつたもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（業務又は会計状況の検査）

第八十五条 （略）

2 農林水産大臣は、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてす

第八十三条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで（登記簿等及び登記手続の通則）、第四十五条（支配人の登記）、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条（株式会社の登記）並びに第三百三十二条から第三百四十八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「漁船損害等補償法第七十一条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社清算人となつたもの」（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）とあるのは「漁船損害等補償法第五十八条本文の規定により清算人となつたもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（業務又は会計状況の検査）

第八十五条 （略）

2 農林水産大臣は、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてす

る行政庁の処分若しくは定款若しくは保険約款に違反する疑いがあると認めるとき、又はその業務若しくは財産の状況により監督上必要があると認めるときは、いつでも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

（改善命令等）

第八十六条 農林水産大臣は、組合の財産の状況に照らして、組合の事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その組合に対して、措置を講ずべき事項及び期限を示して、事業の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命じ、その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2| 農林水産大臣は、第八十四条の規定により報告を徴した場合又は前条の規定により検査を行った場合において、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは保険約款に違反すると認めるときは、その組合に対して、役員の解職、事業の停止、定款又は保険約款の変更その他必要な措置を命ずることができる。

3| 組合が前二項の規定による命令に違反したときは、農林水産大臣は、その組合の解散を命ずることができる。

（議決、選挙又は当選の取消し）

第八十七条 組合員又は総代が、総組合員又は総総代の十分の一以上

る行政庁の処分若しくは定款若しくは保険約款に違反する疑いがあると認めるとき、又はその業務若しくは財産の状況により監督上必要があると認めるときは、何時でも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

（法令等の違反に対する措置）

第八十六条 （新設）

農林水産大臣は、第八十四条の規定により報告を徴した場合又は前条の規定により検査を行った場合において、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは保険約款に違反すると認めるときは、その組合に対して、役員の解職、事業の停止、定款又は保険約款の変更その他必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2| 組合が前項の規定による命令に違反したときは、農林水産大臣は、その組合の解散を命ずることができる。

（議決、選挙又は当選の取消し）

第八十七条 組合員又は総代が、総組合員又は総総代の十分の一以上

の同意を得て、総会又は総代会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、農林水産大臣はその違反の事実があると認めるときは、当該議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

2 (略)

第八十八条 削除

(保険引受けの拒否の制限)

第九十条 組合は、組合員又は組合員たる資格を有する者から保険の申込みがあつたときは、正当な理由がなければ、これに対して保険の引受けを拒むことができない。

(保険料の支払)

第九十一条 組合との間に保険関係が成立した者は、当該保険関係に係る保険期間の開始日の前日までに、組合に保険料（保険約款で定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあっては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの）を支払わなければならない

の同意を得て、総会又は総代会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、農林水産大臣はその違反の事実があると認めるときは、当該議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

2 (略)

(都道府県が処理する事務)

第八十八条 この章に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることが出来る。

(保険引受の拒否の制限)

第九十条 組合は、組合員又は組合員たる資格を有する者から保険の申込みがあつたときは、正当な事由がなければ、これに対して保険の引受を拒むことができない。

(保険料の支払)

第九十一条 組合との間に保険関係が成立した者は、当該保険関係に係る保険期間の開始日の前日までに、組合に保険料（保険約款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあっては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの）を支払わなければならない

2
(略)

(保険関係の存続)

第九十五条 漁船保険の保険の目的たる漁船の所有者又は使用者である組合員が、その住所又は当該漁船の主たる根拠地を組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため組合を脱退した場合において、その脱退前に、その組合員から当該組合に対し当該保険関係（当該漁船に係る漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険の保険関係が成立している場合にあっては、これらの保険関係を含む全ての保険関係）を存続させたい旨の通知があつたときは、その保険関係は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、なお存続する。

2
(略)

(無効な保険の保険料の払戻し)

第九十六条 漁船保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険の全部又は一部が無効である場合において、保険の申込人が善意でかつ重大な過失がないときは、当該申込人は、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができる。ただし、付加保険料については、組合は、保険約款で定めるところにより、その全部又は一部を払い戻さないことができる。

2
(略)

(保険関係の存続)

第九十五条 漁船保険の保険の目的たる漁船の所有者又は使用者である組合員が、その住所又は当該漁船の主たる根拠地を組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため組合を脱退した場合において、その脱退前に、その組合員から当該組合に対し当該保険関係（当該漁船に係る漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険の保険関係が成立している場合にあっては、これらの保険関係を含むすべての保険関係）を存続させたい旨の通知があつたときは、その保険関係は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、なお存続する。

2
(略)

(無効な保険の保険料の払戻し)

第九十六条 漁船保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険の全部又は一部が無効である場合において、保険の申込人が善意でかつ重大な過失がないときは、当該申込人は、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができる。ただし、付加保険料については、組合は、保険約款の定めるところにより、その全部又は一部を払い戻さないことができる。

(組合員等の通知義務)

第九十七条 組合員、被保険者又は漁船乗組船主保険の一定の金額の支払を受けるべき者(以下「組合員等」という。)は、漁船保険の保険の目的たる漁船につき事故が発生したとき、漁船船主責任保険若しくは漁船乗組船主保険に係る漁船の運航に伴つて事故が発生したとき、又は漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷につき事故が発生したときは、保険約款で定めるところにより、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければならない。

第九十八条 組合員又は被保険者は、保険約款で定めるところにより、保険に係る漁船の構造、設備、漁業の種類等(漁船積荷保険にあつては、当該漁船に積載した漁船積荷の管理方法等を含む。)につき、重大な変更を加えようとするときは、あらかじめ、組合に通知しなければならない。

2 (略)

(組合の免責事由)

第百条 次の場合には、組合は、填補すべき損害の額又は支払うべき一定の金額の全部又は一部につき、その填補し、又は支払うべき責めを免れることができる。

一 (略)

二 保険約款で定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、組合員が、正当な理由がないのに、保険料(満期保

(組合員等の通知義務)

第九十七条 組合員、被保険者又は漁船乗組船主保険の一定の金額の支払を受けるべき者(以下「組合員等」という。)は、漁船保険の保険の目的たる漁船につき事故が発生したとき、漁船船主責任保険若しくは漁船乗組船主保険に係る漁船の運航に伴つて事故が発生したとき、又は漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷につき事故が発生したときは、保険約款の定めるところにより、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければならない。

第九十八条 組合員又は被保険者は、保険約款の定めるところにより、保険に係る漁船の構造、設備、漁業の種類等(漁船積荷保険にあつては、当該漁船に積載した漁船積荷の管理方法等を含む。)につき、重大な変更を加えようとするときは、あらかじめ、組合に通知しなければならない。

2 (略)

(組合の免責事由)

第百条 次の場合には、組合は、てん補すべき損害の額又は支払うべき一定の金額の全部又は一部につき、そのてん補し、又は支払うべき責めを免れることができる。

一 (略)

二 保険約款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、組合員が、正当な理由がないのに、保険料(満期保

險については、保険料期間（組合が満期保険の保険関係に基づき損害を填補する責任が始まる日から起算して一年を経過するごとに、その一年の期間をいう。以下同じ。）ごとの保険料）のうちその第二回以降の支払に係るものの支払を遅滞したとき。

三〇六（略）

第百一条 組合は、組合員若しくは被保険者の故意若しくは重大な過失若しくは船長その他漁船を指揮する者の故意によつて生じた損害（漁船船主責任保険にあつては、事故）又は漁船乗組船主保険の一定の金額の支払を受けるべき者の故意によつて生じた事故については、損害を填補し、又は一定の金額を支払う責めを負わない。

第百二条 組合は、保険に係る漁船が法令に違反して使用されたために法令に基づく処分として、又は当該処分によつて生じた事故については、損害を填補し、又は一定の金額を支払う責めを負わない。

（組合の経理）

第百三条 組合は、農林水産省令で定めるところにより、漁船保険事業のうち普通保険に係るもの及び特殊保険に係るもの、漁船船主責任保険事業、漁船乗組船主保険事業並びに漁船積荷保険事業ごとに経理を区分し、それぞれ会計を設けて整理しなければならない。ただし、これらの保険事業の業務の執行に要する経費及び付加保険料

險については、保険料期間（組合が満期保険の保険関係に基づき損害をてん補する責任が始まる日から起算して一年を経過するごとに、その一年の期間をいう。以下同じ。）ごとの保険料）のうちその第二回以降の支払に係るものの支払を遅滞したとき。

三〇六（略）

第百一条 組合は、組合員若しくは被保険者の故意若しくは重大な過失若しくは船長その他漁船を指揮する者の故意によつて生じた損害（漁船船主責任保険にあつては、事故）又は漁船乗組船主保険の一定の金額の支払を受けるべき者の故意によつて生じた事故については、損害をてん補し、又は一定の金額を支払う責めを負わない。

第百二条 組合は、保険に係る漁船が法令に違反して使用されたために法令に基づく処分として、又は当該処分によつて生じた事故については、損害をてん補し、又は一定の金額を支払う責めを負わない。

（組合の経理）

第百三条 組合は、農林水産省令の定めるところにより、漁船保険事業のうち普通保険に係るもの及び特殊保険に係るもの、漁船船主責任保険事業、漁船乗組船主保険事業並びに漁船積荷保険事業ごとに経理を区分し、それぞれ会計を設けて整理しなければならない。ただし、これらの保険事業の業務の執行に要する経費及び付加保険料

その他その経費に充てるための収入金に係る部分については、この限りでない。

(追徴金)

第百四条 組合は、定款で定めるところにより、追徴金を支払わせることができる。

2・3 (略)

(保険金の削減)

第百五条 組合は、第百三条の規定による各会計ごとに、保険金の支払に不足を生ずるときは、定款で定めるところにより、支払うべき保険金の額を削減することができる。

2 (略)

(責任準備金の積立て)

第百六条 組合は、毎事業年度の終わりにおいて存する漁船保険等につき、農林水産省令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

(準備金の積立て)

第百七条 組合は、不足金の補填に備えるため、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度の剰余金のうちから準備金を積み立てなければならない。

その他その経費に充てるための収入金に係る部分については、この限りでない。

(追徴金)

第百四条 組合は、定款の定めるところにより、追徴金を支払わせることができる。

2・3 (略)

(保険金の削減)

第百五条 組合は、第百三条の規定による各会計ごとに、保険金の支払に不足を生ずるときは、定款の定めるところにより、支払うべき保険金の額を削減することができる。

2 (略)

(責任準備金の積立)

第百六条 組合は、毎事業年度の終わりにおいて存する漁船保険等につき、農林水産省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

(準備金の積立)

第百七条 組合は、不足金の補てんに備えるため、農林水産省令の定めるところにより、毎事業年度の剰余金のうちから準備金を積み立てなければならない。

(保険法の準用) 第九十條 組合の漁船保險事業等については、保險法（平成二十年法律第五十六号）第四條、第十一條、第二十八條並びに第三十一條第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する。	(保険法の準用) 第九十條 組合の漁船保險事業等については、保險法（平成二十年法律第五十六号）第四條、第十一條、第二十八條並びに第三十一條第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）（告知義務等）の規定を準用する。
(保險の目的) 第九十條 組合の漁船保險の保險の目的たるべき漁船は、総トン数千トン未満の漁船とする。	(保險の目的) 第九十條 地域組合の漁船保險の保險の目的たるべき漁船は、総トン数千トン未満の漁船とする。
(削る。)	2 業態組合の漁船保險の保險の目的たるべき漁船は、第七條第三項に規定する漁船であつて、総トン数千トン未満のものとする。
(削る。)	3 地域組合又は業態組合のいずれか一方の普通保險の保險の目的となつてゐる漁船は、他の一方の普通保險の保險の目的とすることができない。
2・3 (略)	4 地域組合又は業態組合のいずれか一方の特殊保險の保險の目的となつてゐる漁船は、他の一方の特殊保險の保險の目的とすることができない。
4 漁具は、保險約款で定めるところにより特約がある場合に限り、その属する漁船とともに漁船保險の保險の目的とすることができる。	7 漁具は、保險約款の定めるところにより特約がある場合に限り、その属する漁船とともに漁船保險の保險の目的とすることができる。
5 (略)	8 (略)

(保険関係に関する権利義務の承継)

第百十一条の二 漁船保険の保険の目的たる漁船の譲受人は、組合に通知して、譲渡人が当該漁船の当該保険関係に関して有する権利義務（第百三十九条第一項又は第百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務を除く。）を承継することができる。ただし、組合が正当な理由により、当該通知を受けた後直ちに当該譲受人に通知してその承継を拒んだときは、この限りでない。

2・3 (略)

第百十一条の三 漁船保険の保険の目的たる漁船の所有者又は使用者は、組合に通知して、所有者にあつては当該漁船の使用者たる組合員が当該漁船の当該保険関係に関して有する権利義務（第百三十九条第一項又は第百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務を除く。）を、使用者にあつては組合員が当該漁船の当該保険関係に関して有する権利義務（第百三十九条第一項又は第百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務を除く。）を、所有者たる組合員が被保険者として有する権利義務を除く。）を承継することができる。ただし、組合が、正当な理由により、当該通知を受けた後直ちに当該所有者又は使用者に通知してその承継を拒んだときは、この限りでない。

2・3 (略)

(保険関係に関する権利義務の承継)

第百十一条の二 漁船保険の保険の目的たる漁船の譲受人は、組合に通知して、譲渡人が当該漁船の当該保険関係に関して有する権利義務（第百三十九条第一項又は第百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務を除く。）を承継することができる。ただし、組合が正当な事由により、当該通知を受けた後直ちに当該譲受人に通知してその承継を拒んだときは、この限りでない。

2・3 (略)

第百十一条の三 漁船保険の保険の目的たる漁船の所有者又は使用者は、組合に通知して、所有者にあつては当該漁船の使用者たる組合員が当該漁船の当該保険関係に関して有する権利義務（第百三十九条第一項又は第百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務を除く。）を、使用者にあつては組合員が当該漁船の当該保険関係に関して有する権利義務（第百三十九条第一項又は第百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務を除く。）を、所有者たる組合員が被保険者として有する権利義務を除く。）を承継することができる。ただし、組合が、正当な事由により、当該通知を受けた後直ちに当該所有者又は使用者に通知してその承継を拒んだときは、この限りでない。

2・3 (略)

(通常行うべき管理等の義務)

第百十一条の四 組合員又は被保険者は、漁船保険の保険の目的たる漁船につき、通常行うべき管理その他損害の防止及び軽減に努めなければならぬ。このために必要又は有益であつた費用（通常行うべき管理に要した費用を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、組合が填補する。

(委付の原因)

第百十一条の五 次の場合には、被保険者は、漁船保険の保険の目的たる漁船を組合に委付して保険金額の全部につき保険金の支払を請求することができる。

一 三 (略)

四 漁船が捕獲され、拿捕され、又は抑留され、三十日間解放されなかつたとき。

2 (略)

(商法及び保険法の準用)

第百十一条の六 組合の漁船保険については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百三十四条第一項、第八百三十六条第一項及び第二項並びに第八百三十七条から第八百四十一条まで並びに保険法第八条、第十五条、第十八条、第十九条、第二十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第二十四条及び第二十五条の規定を準用する。この場合において、商法第八百三十四条第一項中「六ヶ月間

(通常行うべき管理等の義務)

第百十一条の四 組合員又は被保険者は、漁船保険の保険の目的たる漁船につき、通常行うべき管理その他損害の防止及び軽減に努めなければならぬ。このために必要又は有益であつた費用（通常行うべき管理に要した費用を除く。）は、農林水産省令の定めるところにより、組合がてん補する。

(委付の原因)

第百十一条の五 次の場合には、被保険者は、漁船保険の保険の目的たる漁船を組合に委付して保険金額の全部につき保険金の支払を請求することができる。

一 三 (略)

四 漁船が捕獲され、だ捕され又は抑留され、三十日間解放されなかつたとき。

2 (略)

(商法及び保険法の準用)

第百十一条の六 組合の漁船保険については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百三十四条第一項、第八百三十六条第一項及び第二項並びに第八百三十七条から第八百四十一条まで（保険委付）並びに保険法第八条、第十五条、第十八条、第十九条、第二十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第二十四条及び第二十五条の規定を準用する。この場合において、（第三者のためにする損害保険契約等）の規定を準用する。この場

「とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間」と、同法第八百三十六條第一項中「三ヶ月内」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間内」と、同條第二項中「第八百三十三條第一号、第三号及ビ第四号」とあるのは「漁船損害等補償法第百十一條の五第一項第一号及ビ第三号」と読み替えるものとする。

（付保義務の発生）

第百十二條 都道府県知事が当該都道府県の区域のうち漁業協同組合の地区となつてゐる地域を分けて指定する地域（以下「加入区」という。）ごとに、その加入区の区域内に住所を有し、かつ、指定漁船（一年を通じて六十日以上漁業に従事する総トン数百トン未満一トン以上の動力漁船であつて、当該加入区の区域内に主たる根拠地を有するもののうち政令で定めるものをいう。以下同じ。）を所有する者の総員の三分の二以上の者が、政令で定める手続により、当該加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者（以下「指定漁船所有者」という。）は全てその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意をした場合において、当該同意のあつたことにつき次条第三項の規定による公示があつたときは、指定漁船所有者（当該公示があつた後に指定漁船所有者となつた者を含む。）は、その所有する指定漁船の全部を、政令で定める金額を下らない額を保険金額として、普通損害保険に付さなければならぬ。当該漁船についての保険期間が満了したときも、同様とする。

合において、商法第八百三十四條第一項中「六ヶ月間」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間」と、同法第八百三十六條第一項中「三ヶ月内」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間内」と、同條第二項中「第八百三十三條第一号、第三号及ビ第四号」とあるのは「漁船損害等補償法第百十一條の五第一項第一号及ビ第三号」と読み替えるものとする。

（付保義務の発生）

第百十二條 都道府県知事が当該都道府県の区域のうち漁業協同組合の地区となつてゐる地域を分けて指定する地域（以下「加入区」という。）ごとに、その加入区の区域内に住所を有し、且つ、指定漁船（一年を通じて六十日以上漁業に従事する総トン数百トン未満一トン以上の動力漁船であつて、当該加入区の区域内に主たる根拠地を有するもののうち政令で定めるものをいう。以下同じ。）を所有する者の総員の三分の二以上の者が、政令で定める手続により、当該加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者（以下「指定漁船所有者」という。）はすべてその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意をした場合において、当該同意のあつたことにつき次条第三項の規定による公示があつたときは、指定漁船所有者（当該公示があつた後に指定漁船所有者となつた者を含む。）は、その所有する指定漁船の全部を、政令で定める金額を下らない額を保険金額として、普通損害保険に付さなければならぬ。当該漁船についての保険期間が満了したときも、同様とする

2・6 (略)

7 第一項の規定により普通損害保険に付すべき漁船が、同項の規定により普通損害保険に付すべきこととなつた場合において、現に普通損害保険、満期保険若しくは保険会社の普通海上保険に付されているとき、又はその後において満期保険に付され、若しくは当該漁船の使用により普通損害保険に付されたときには、同項の規定の適用については、当該保険の保険金額の限度において同項の規定により普通損害保険に付されたものとみなす。

(義務付保漁船についての保険料の集収及び払込み等)

第百十三条 前条第三項の規定による公示があつた場合において、政令で定めるところにより当該公示に係る加入区の区域内の第百十二条第一項の規定による同意をした者を代表する者が、当該公示に係る加入区の区域の全部又は一部をその地区の区域の全部又は一部とする漁業協同組合に対し、当該漁業協同組合の組合員たる指定漁船所有者又は当該指定漁船の使用者が当該指定漁船につき組合に支払うべき普通保険の保険料を集収してその者に代わり組合に払い込む事業を行うべき旨の申出をしたときは、当該漁業協同組合は、正当な理由がある場合のほかは、その申出に係る事業を行わなければならない。

2・3 (略)

4 組合は、前三項の規定により保険料の集収及び払込みをした漁業

2・6 (略)

7 第一項の規定により普通損害保険に付すべき漁船が、同項の規定により普通損害保険に付すべきこととなつた時において現に普通損害保険、満期保険若しくは保険会社の普通海上保険に付されている場合又はその後において満期保険に付され、若しくは当該漁船の使用により普通損害保険に付された場合には、同項の規定の適用については、当該保険の保険金額の限度において同項の規定により普通損害保険に付されたものとみなす。

(義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等)

第百十三条 前条第三項の規定による公示があつた場合において、政令で定めるところにより当該公示に係る加入区の区域内の第百十二条第一項の規定による同意をした者を代表する者が、当該公示に係る加入区の区域の全部又は一部をその地区の区域の全部又は一部とする漁業協同組合に対し、当該漁業協同組合の組合員たる指定漁船所有者又は当該指定漁船の使用者が当該指定漁船につき組合に支払うべき普通保険の保険料を集収してその者に代わり組合に払い込む事業を行うべき旨の申出をしたときは、当該漁業協同組合は、正当な事由がある場合のほかは、その申出に係る事業を行わなければならない。

2・3 (略)

4 組合は、前三項の規定により保険料の集収及び払込をした漁業協

協同組合に対し、その事務費として、政令で定める金額を交付しなければならない。

5 (略)

(付保義務の消滅)

第百十三条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該加入区においては、指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、消滅する。

一 三 (略)

2・3 (略)

(委任規定)

第百十三条の三 第百十二条から前条までの規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(普通損害保険の保険料率)

第百十三条の四 普通損害保険の保険料率は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすように定めなければならない。

一 当該組合が引き受けることが見込まれる普通損害保険の保険の目的たる漁船の属する普通損害保険の危険区分（漁船のトン数、船質、設備、操業区域その他の事項で普通損害保険に係る危険の程度に影響を及ぼす要因となるものに応じて、漁船につき農林水産大臣が定める危険の程度の区分をいう。以下同じ。）の全てに

同組合に対し、その事務費として、政令で定める金額を交付しなければならない。

5 (略)

(付保義務の消滅)

第百十三条の二 次の各号の一に該当する場合には、当該加入区においては、指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、消滅する。

一 三 (略)

2・3 (略)

(委任規定)

第百十三条の三 前四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(普通損害保険の保険料率)

第百十三条の四 普通損害保険の保険料率は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすように定めなければならない。

一 当該組合が引き受けることが見込まれる普通損害保険の保険の目的たる漁船の属する普通損害保険の危険区分（漁船のトン数、船質、設備、操業区域その他の事項で普通損害保険に係る危険の程度に影響を及ぼす要因となるものに応じて、漁船につき農林水産大臣が定める危険の程度の区分をいう。以下同じ。）のすべてに

ついで、普通損害保険の危険区分ごとに定められること。

二 普通損害保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率（以下「普通損害保険の純保険料率」という。）が、農林水産大臣が定める期間における当該組合の普通損害保険（満期保険の満期前の普通損害保険事故により保険金を支払う保険の部分を含む。以下この号及び第三百三十八条の五第一項各号において同じ。）に係る危険率を基礎とし、当該組合の普通損害保険に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び再保険料の支出とが長期的に均衡を保つように定められること。

三（略）

（保険期間）

第百十三条の五 保険期間は、普通損害保険にあつては一年とし、特殊保険にあつては四月とする。ただし、組合は、農林水産省令で定めるところにより、保険約款で別段の定めをすることができる。

（組合の填補責任）

第百十三条の六 組合は、普通損害保険又は特殊保険の保険の目的たる漁船につき、普通損害保険事故又は特殊保険事故によつて生じた損害を填補する。ただし、特殊保険事故が捕獲、拿捕又は抑留によつて生じた場合には、特約がなければ、これによつて生じた損害を填補する責めを負わない。

2 前項の規定により填補すべき損害の範囲に関して必要な事項は、

について、普通損害保険の危険区分ごとに定められること。

二 普通損害保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率（以下「普通損害保険の純保険料率」という。）が、農林水産大臣の定める期間における当該組合の普通損害保険（満期保険の満期前の普通損害保険事故により保険金を支払う保険の部分を含む。以下この号及び第三百三十八条の五第一項各号において同じ。）に係る危険率を基礎とし、当該組合の普通損害保険に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び再保険料の支出とが長期的に均衡を保つように定められること。

三（略）

（保険期間）

第百十三条の五 保険期間は、普通損害保険にあつては一年とし、特殊保険にあつては四箇月とする。ただし、組合は、農林水産省令で定めるところにより、保険約款で別段の定めをすることができる。

（組合のてん補責任）

第百十三条の六 組合は、普通損害保険又は特殊保険の保険の目的たる漁船につき、普通損害保険事故又は特殊保険事故によつて生じた損害をてん補する。ただし、特殊保険事故が捕獲、だ捕又は抑留によつて生じた場合には、特約がなければ、これによつて生じた損害をてん補する責めを負わない。

2 前項の規定によりてん補すべき損害の範囲に関して必要な事項は

農林水産省令で定める。

(危険の消滅)

第百十三条の七 組合員は、普通損害保険又は特殊保険の保険の目的たる漁船につき、保険期間中組合が負担した危険が消滅したときは、政令で定めるところにより、保険料の一部の払戻しを請求することができる。

(保険法の準用)

第百十三条の八 組合の普通損害保険及び特殊保険については、保険法第十条及び第九十五条の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは、「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

(保険料)

第百十三条の十一 (略)

2・3 (略)

4 満期保険の保険料は、政令で定めるところにより、保険料期間ごとに支払うものとする。

(組合の保険金支払義務)

第百十三条の十二 組合は、満期保険の保険の目的たる漁船につき、

、農林水産省令で定める。

(危険の消滅)

第百十三条の七 組合員は、普通損害保険又は特殊保険の保険の目的たる漁船につき、保険期間中組合が負担した危険が消滅したときは、政令の定めるところにより、保険料の一部の払戻しを請求することができる。

(保険法の準用)

第百十三条の八 組合の普通損害保険及び特殊保険については、保険法第十条及び第九十五条(保険価額の減少等)の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは、「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

(保険料)

第百十三条の十一 (略)

2・3 (略)

4 満期保険の保険料は、政令の定めるところにより、保険料期間ごとに支払うものとする。

(組合の保険金支払義務)

第百十三条の十二 組合は、満期保険の保険の目的たる漁船につき、

満期前における普通損害保険事故によつて生じた損害を填補し、及び満期により保険金額に相当する額の保険金を支払う。

- 2 前項の規定により填補すべき損害の範囲に關して必要な事項は、農林水産省令で定める。

(解除)

第百十三條の十四 組合員は、いつでも（漁船の使用者たる組合員にあつては、当該漁船の所有者に對して当該組合員が満期保険の保険關係に關して有する權利義務を承継すべき旨の申出をした場合において、当該所有者がその承継を拒んだときに限る。）満期保険を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

(保険料不払による失効)

第百十三條の十五 組合員が、第百十三條の十一第四項の規定により保険料期間ごとに支払うべき保険料（保険約款で定めるところに従い当該保険料の分割支払がされる場合にあつては、当該保険料のうちその第一回の支払に係るもの）の支払をしないで農林水産省令で定める支払猶予期間を経過したときは、満期保険は、その効力を失う。

(払戻金の支払)

満期前における普通損害保険事故によつて生じた損害をてん補し、及び満期により保険金額に相当する額の保険金を支払う。

- 2 前項の規定によりてん補すべき損害の範囲に關して必要な事項は、農林水産省令で定める。

(解除)

第百十三條の十四 組合員は、何時でも（漁船の使用者たる組合員にあつては、当該漁船の所有者に對して当該組合員が満期保険の保険關係に關して有する權利義務を承継すべき旨の申出をした場合において、当該所有者がその承継を拒んだときに限り）満期保険を解除することができる。

- 2 前項の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

(保険料不払による失効)

第百十三條の十五 組合員が、第百十三條の十一第四項の規定により保険料期間ごとに支払うべき保険料（保険約款の定めるところに従い当該保険料の分割支払がされる場合にあつては、当該保険料のうちその第一回の支払に係るもの）の支払をしないで農林水産省令で定める支払猶予期間を経過したときは、満期保険は、その効力を失う。

(払戻金の支払)

第百十三条の十六 (略)

- 2 組合員は、満期保険の保険の目的たる漁船が満期前の普通損害保険事故により全損した場合、満期保険の保険の目的たる漁船を満期前の普通損害保険事故により委付した場合又は満期保険の保険の目的たる漁船が満期前の普通損害保険事故により委付された場合には、組合の保険約款で定めるところにより、組合に対し、当該保険につき支払った積立保険料のうちの純保険料の額から、当該保険についての既経過の保険料期間の数に応じ漁船の価額の通常の低下率として普通損害保険の危険区分に係る船質の区分ごとに農林水産省令で定める割合を保険金額に乗じて得た額を差し引いて得た額に相当する金額を超えない額の払戻金を請求することができる。ただし、第百一条又は第百二条の規定により、組合が当該普通損害保険事故に係る損害を填補する責めを負わない場合については、この限りでない。

3 (略)

(保険金額)

第百十八条 漁船船主責任保険の保険金額は、政令で定める填補すべき損害の区分（以下「填補区分」という。）及び漁船船主責任保険に係る漁船の総トン数の区分に応じて農林水産大臣が定める金額を限度として、保険約款で定めるところにより、申込人が申し出た金額とする。

第百十三条の十六 (略)

- 2 組合員は、満期保険の保険の目的たる漁船が満期前の普通損害保険事故により全損した場合、満期保険の保険の目的たる漁船を満期前の普通損害保険事故により委付した場合又は満期保険の保険の目的たる漁船が満期前の普通損害保険事故により委付された場合には、組合の保険約款で定めるところにより、組合に対し、当該保険につき支払った積立保険料のうちの純保険料の額から、当該保険についての既経過の保険料期間の数に応じ漁船の価額の通常の低下率として普通損害保険の危険区分に係る船質の区分ごとに農林水産省令で定める割合を保険金額に乗じて得た額を差し引いて得た額に相当する金額を超えない額の払戻金を請求することができる。ただし、第百一条又は第百二条の規定により、組合が当該普通損害保険事故に係る損害をてん補する責めを負わない場合については、この限りでない。

3 (略)

(保険金額)

第百十八条 漁船船主責任保険の保険金額は、政令で定めるてん補すべき損害の区分（以下「てん補区分」という。）及び漁船船主責任保険に係る漁船の総トン数の区分に応じて農林水産大臣が定める金額を限度として、保険約款の定めるところにより、申込人が申し出た金額とする。

(組合の填補責任)

第百十九条 組合は、戦乱等によるものを除き、漁船船主責任保険に係る漁船の所有者又は使用者が、その所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の運航に伴つて生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴つて生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害を填補する。

2 前項の規定により填補すべき損害の範囲に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

(準用規定)

第百二十一条 組合の漁船船主責任保険については、第百十一条、第百十一条の四、第百十三条第三項及び第四項、第百十三条の四、第百十三条の五、第百十三条の七並びに第百十三条の七の二並びに保険法第八条、第二十二条、第二十五条及び第九十五条の規定を準用する。この場合において、第百十一条中「普通保険再保険事業」とあるのは「漁船船主責任保険再保険事業」と、第百十一条の四中「漁船保険の保険の目的たる漁船」とあるのは「漁船船主責任保険に係る漁船の運航」と、第百十三条第三項中「その組合員」とあるのは「その組合員及びその組合員」と、「漁船」とあるのは「漁船（同条第五項に規定するものを除く。）」と、「普通保険」とあるのは「漁船船主責任保険」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第百二十一条において準用する前項」と、第百十三条の四中「次の

(組合のてん補責任)

第百十九条 組合は、戦乱等によるものを除き、漁船船主責任保険に係る漁船の所有者又は使用者が、その所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の運航に伴つて生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴つて生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補する。

2 前項の規定によりてん補すべき損害の範囲に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

(準用規定)

第百二十一条 組合の漁船船主責任保険については、第百十一条、第百十一条の四、第百十三条第三項及び第四項、第百十三条の四、第百十三条の五、第百十三条の七並びに第百十三条の七の二並びに保険法第八条、第二十二条、第二十五条及び第九十五条（第三者のためにする損害保険契約等）の規定を準用する。この場合において、第百十一条中「普通保険再保険事業」とあるのは「漁船船主責任保険再保険事業」と、第百十一条の四中「漁船保険の保険の目的たる漁船」とあるのは「漁船船主責任保険に係る漁船の運航」と、第百十三条第三項中「その組合員」とあるのは「その組合員及びその組合員」と、「漁船」とあるのは「漁船（同条第五項に規定するものを除く。）」と、「普通保険」とあるのは「漁船船主責任保険」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第百二十一条において準用

各号」とあるのは「填補区分ごとに、次の各号」と、同条第一号中「普通損害保険」とあるのは「漁船舶主責任保険」と、「の保険の目的たる」とあるのは「に係る」と、同条第二号中「普通損害保険」とあるのは「漁船舶主責任保険」と、「（満期保険の満期前の普通損害保険事故により保険金を支払う保険の部分を含む。以下この号及び第百三十八条の五第一項各号において同じ。）に係る危険率」とあるのは「に係る危険率」と、同条第三号中「普通損害保険」とあるのは「漁船舶主責任保険」と、「第百三十八条の五の規定により定まる当該組合の普通損害保険の」とあるのは「第百三十八条の五第四項の規定により定まる」と、第百十三条の五中「普通損害保険にあつては一年とし、特殊保険にあつては四月」とあるのは「一年」と、第百十三条の七中「普通損害保険又は特殊保険の保険の目的たる漁船」とあるのは「漁船舶主責任保険に係る漁船の運航」と、第百十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは「漁船舶主責任保険」と、同法第九十五条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第百二十六条 組合の漁船乗組船主保険については、第百十一条、第百十三条第三項及び第四項、第百十三条の五、第百十三条の七、第百十三条の七の二並びに第百二十条（第一項ただし書を除く。）並

する前項」と、第百十三条の四中「次の各号」とあるのは「てん補区分ごとに、次の各号」と、同条第一号中「普通損害保険」とあるのは「漁船舶主責任保険」と、「の保険の目的たる」とあるのは「に係る」と、同条第二号中「普通損害保険」とあるのは「漁船舶主責任保険」と、「（満期保険の満期前の普通損害保険事故により保険金を支払う保険の部分を含む。以下この号及び第百三十八条の五第一項各号において同じ。）に係る危険率」とあるのは「に係る危険率」と、同条第三号中「普通損害保険」とあるのは「漁船舶主責任保険」と、「第百三十八条の五の規定により定まる当該組合の普通損害保険の」とあるのは「第百三十八条の五第四項の規定により定まる」と、第百十三条の五中「普通損害保険にあつては一年とし、特殊保険にあつては四箇月」とあるのは「一年」と、第百十三条の七中「普通損害保険又は特殊保険の保険の目的たる漁船」とあるのは「漁船舶主責任保険に係る漁船の運航」と、第百十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは「漁船舶主責任保険」と、同法第九十五条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第百二十六条 組合の漁船乗組船主保険については、第百十一条、第百十三条第三項及び第四項、第百十三条の五、第百十三条の七、第百十三条の七の二並びに第百二十条（第一項ただし書を除く。）並

びに保険法第九十五条の規定を準用する。この場合において、第十一条中「普通保険再保険事業」とあるのは「漁船乗組船主保険再保険事業」と、第百十三条第三項中「その組合員」とあるのは「その組合員及びその組合員」と、「漁船」とあるのは「漁船（同条第五項に規定するものを除く。）」と、「普通保険」とあるのは「漁船乗組船主保険」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第百二十六条において準用する前項」と、第百十三条の五中「普通損害保険にあつては一年とし、特殊保険にあつては四月」とあるのは「一年」と、第百十三条の七中「普通損害保険又は特殊保険の保険の目的たる漁船」とあるのは「漁船乗組船主保険に係る漁船の運航」と、第百十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは「漁船乗組船主保険」と、第百二十条第一項中「漁船船主責任保険に係る漁船を保険の目的とする普通保険」とあるのは「漁船乗組船主保険に係る漁船に係る漁船船主責任保険」と、同法第九十五条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

（組合の填補責任）

第百二十六条の三 組合は、漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷につき、漁船積荷保険事故によつて生じた損害を填補する。

2 前項の規定により填補すべき損害の範囲に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

びに保険法第九十五条（消滅時効）の規定を準用する。この場合において、第百十一条中「普通保険再保険事業」とあるのは「漁船乗組船主保険再保険事業」と、第百十三条第三項中「その組合員」とあるのは「その組合員及びその組合員」と、「漁船」とあるのは「漁船（同条第五項に規定するものを除く。）」と、「普通保険」とあるのは「漁船乗組船主保険」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第百二十六条において準用する前項」と、第百十三条の五中「普通損害保険にあつては一年とし、特殊保険にあつては四箇月」とあるのは「一年」と、第百十三条の七中「普通損害保険又は特殊保険の保険の目的たる漁船」とあるのは「漁船乗組船主保険に係る漁船の運航」と、第百十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは「漁船乗組船主保険」と、第百二十条第一項中「漁船船主責任保険に係る漁船を保険の目的とする普通保険」とあるのは「漁船乗組船主保険に係る漁船に係る漁船船主責任保険」と、同法第九十五条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

（組合のてん補責任）

第百二十六条の三 組合は、漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷につき、漁船積荷保険事故によつて生じた損害をてん補する。

2 前項の規定によりてん補すべき損害の範囲に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

(準用規定)

第二百二十六条の六 組合の漁船積荷保険については、第百十一条、第百十一条の四、第百十三条第三項及び第四項、第百十三条の四、第百十三条の五、第百十三条の七、第百十三条の七の二、第百十五条、第百十六条並びに第百十七条、商法第百三十四条第一項、第百三十六条第一項及び第二項、第百三十七条第一項及び第二項並びに第百三十八条から第百四十一条まで並びに保険法第八条、第十五条、第二十四条、第二十五条及び第九十五条の規定を準用する。この場合において、第百十一条中「普通保険再保険事業」とあるのは「漁船積荷保険再保険事業」と、第百十三条第三項中「その組合員」とあるのは「その組合員及びその組合員」と、「漁船」とあるのは「漁船（第五項に規定するものを除く。）に積載した漁船積荷」と、「普通保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第百二十六条の六において準用する前項」と、第百十三条の四第一号中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、「目的たる漁船」とあるのは「目的たる漁船積荷」と、「漁船につき」とあるのは「漁船積荷につき」と、同条第二号中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、「（満期保険の満期前の普通損害保険事故により保険金を支払う保険の部分を含む。以下この号及び第百三十八条の五第一項各号において同じ。）に係る危険率」とあるのは「に係る危険率」と、同条第三号中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、「定まる当該組合の」とあるのは「定まる」と、第百十三条の五中「普通損害保険に

(準用規定)

第二百二十六条の六 組合の漁船積荷保険については、第百十一条、第百十一条の四、第百十三条第三項及び第四項、第百十三条の四、第百十三条の五、第百十三条の七、第百十三条の七の二、第百十五条、第百十六条並びに第百十七条、商法第百三十四条第一項、第百三十六条第一項及び第二項、第百三十七条第一項及び第二項並びに第百三十八条から第百四十一条まで（保険委付）並びに保険法第八条、第十五条、第二十四条、第二十五条及び第九十五条（第三者のためにする損害保険契約等）の規定を準用する。この場合において、第百十一条中「普通保険再保険事業」とあるのは「漁船積荷保険再保険事業」と、第百十三条第三項中「その組合員」とあるのは「その組合員及びその組合員」と、「漁船」とあるのは「漁船（第五項に規定するものを除く。）に積載した漁船積荷」と、「普通保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第百二十六条の六において準用する前項」と、第百十三条の四第一号中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、「目的たる漁船」とあるのは「目的たる漁船積荷」と、「漁船につき」とあるのは「漁船積荷につき」と、同条第二号中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、「（満期保険の満期前の普通損害保険事故により保険金を支払う保険の部分を含む。以下この号及び第百三十八条の五第一項各号において同じ。）に係る危険率」とあるのは「に係る危険率」と、同条第三号中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、「定まる当該組合の」とあるの

あつては一年とし、特殊保険にあつては四月」とあるのは「一年」と、第百十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、第百十五条中「漁船」とあるのは「漁船に積載した漁船積荷」と、「漁船船主責任保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、商法第八百三十四条第一項中「六ヶ月間」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間」と、同法第八百三十六条第一項中「三ヶ月内」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間内」と、同条第二項中「第八百三十三条第一号、第三号及び第四号」とあるのは「漁船損害等補償法第二百二十六条の五第一項第一号及び第三号」と、保険法第九十五条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第百三十八条 (略)

2 中央会の設立に関する事項については、第十四条から第二十条まで及び第二十一条第二項の規定を準用する。この場合において、第十五条第一項中「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、「定款等作成委員」とあるのは「定款作成委員」と、「定款作成の基本となるべき事項及び保険料率その他保険約款作成の基本となるべき事項」とあるのは「定款作成の基本となるべき事項」と、同条第二項中「定款等作成委員」とあるのは「定款作成委員」と、「五人以

は「定まる」と、第百十三条の五中「普通損害保険にあつては一年とし、特殊保険にあつては四箇月」とあるのは「一年」と、第百十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、第百十五条中「漁船」とあるのは「漁船に積載した漁船積荷」と、「漁船船主責任保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、商法第八百三十四条第一項中「六ヶ月間」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間」と、同法第八百三十六条第一項中「三ヶ月内」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間内」と、同条第二項中「第八百三十三条第一号、第三号及び第四号」とあるのは「漁船損害等補償法第二百二十六条の五第一項第一号及び第三号」と、保険法第九十五条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第百三十八条 (略)

2 中央会の設立に関する事項については、第十四条から第二十条まで及び第二十一条第二項の規定を準用する。この場合において、第十五条第一項中「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、「定款等作成委員」とあるのは「定款作成委員」と、「定款作成の基本となるべき事項及び保険料率その他保険約款作成の基本となるべき事項」とあるのは「定款作成の基本となるべき事項」と、同条第二項中「定款等作成委員」とあるのは「定款作成委員」と、「地域組

上」とあるのは「五組合以上」と、第十六条第一項及び第三項中「定款等作成委員」とあるのは「定款作成委員」と、「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、同条第四項中「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、同条第六項及び第七項の規定で準用する第二十九条第三項中「議決権」とあるのは「議決権又は選挙権」と、第十七条第一項中「定款、保険約款」とあるのは「定款」と、第十八条第一項中「次の各号」とあるのは「第一号及び第二号」と、「定款、保険約款」とあるのは「定款」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

5 中央会の解散及び清算に関する事項については、第五十条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号、同条第二項及び第三項並びに第五十七条の二から第六十二条の五までの規定を準用する。この場合において、第五十八条中「合併及び破産手続開始の決定」とあるのは、「破産手続開始の決定」と読み替えるものとする。

6 (略)

7 中央会の監督に関する事項については、第八十四条から第八十七条まで（第八十六条第一項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第八十五条第一項中「会計」とあるのは「会計（普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業に係るものを除く。）」と、「定款若しくは保険約款」とあるのは「定款」と、第八十六条第二

合にあつては十五人以上、業態組合にあつては五人以上」とあるのは「五組合以上」と、第十六条第一項及び第三項中「定款等作成委員」とあるのは「定款作成委員」と、「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、同条第四項中「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、同条第六項及び第七項の規定で準用する第二十九条第三項中「議決権」とあるのは「議決権又は選挙権」と、第十七条第一項及び第十八条第一項中「定款、保険約款」とあるのは「定款」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

5 中央会の解散及び清算に関する事項については、第五十条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号、同条第二項から第五項まで並びに第五十七条の二から第六十二条の五までの規定を準用する。この場合において、第五十条第四項中「組合員が、地域組合にあつては十五人未満、業態組合にあつては五人未満」とあるのは「会員が十五組合未満」と、第五十八条中「合併及び破産手続開始の決定」とあるのは「破産手続開始の決定」と読み替えるものとする。

6 (略)

7 中央会の監督に関する事項については、第八十四条から第八十七条までの規定を準用する。この場合において、第八十五条第一項中「会計」とあるのは「会計（普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業に係るものを除く。）」と、「定款若しくは保険約款」とあるのは「定款」と、第八十六条第一項中「第八十四条」とあるのは

項中「第八十四条」とあるのは「第三百三十八条第七項において準用する第八十四条」と、「前条」とあるのは「同項において準用する前条若しくは第三百三十七条の八若しくは第三百三十七条の九」と読み替えるものとする。

（再保険関係の当然成立）

第三百三十八条の十三（略）

2 中央会と組合との間に普通保険（満期保険の満期による支払に係る部分を除く。以下この項において同じ。）、漁船舶主責任保険（政令で定める填補区分を除く。以下この項において同じ。）又は漁船積荷保険に係る再保険関係が成立したときは、これによつて、これらの保険（これらのうち、漁船舶主責任保険にあつては、填補区分）ごとに、政府と中央会との間に、その保険責任の開始日が同一の会計年度に属する普通保険、漁船舶主責任保険又は漁船積荷保険に係る再保険関係（以下「同一年度再保険関係」という。）に係る再保険責任を一体として、これにつき普通保険再保険事業、漁船舶主責任保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業に係る再保険関係が成立するものとする。

（再保険金額）

第三百三十八条の十四 特殊保険に係る再保険金額は、保険金額に政令で定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額とする。

「第三百三十八条第七項において準用する第八十四条」と、「前条」とあるのは「同項において準用する前条若しくは第三百三十七条の八若しくは第三百三十七条の九」と読み替えるものとする。

（再保険関係の当然成立）

第三百三十八条の十三（略）

2 中央会と組合との間に普通保険（満期保険の満期による支払に係る部分を除く。以下この項において同じ。）、漁船舶主責任保険（政令で定めるてん補区分を除く。以下この項において同じ。）又は漁船積荷保険に係る再保険関係が成立したときは、これによつて、これらの保険（これらのうち、漁船舶主責任保険にあつては、てん補区分）ごとに、政府と中央会との間に、その保険責任の開始日が同一の会計年度に属する普通保険、漁船舶主責任保険又は漁船積荷保険に係る再保険関係（以下「同一年度再保険関係」という。）に係る再保険責任を一体として、これにつき普通保険再保険事業、漁船舶主責任保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業に係る再保険関係が成立するものとする。

（再保険金額）

第三百三十八条の十四 特殊保険に係る再保険金額は、保険金額に政令で定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額とする。

2 普通保険再保険事業、漁船舶主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険金額は、これらの再保険事業に係る保険（これらのうち、漁船舶主責任保険にあつては、填補区分）ごとに、同一年度再保険関係に係る中央会の再保険金額の合計額のうち、政令で定めるところにより中央会の再保険責任に係る危険の態様を勘案して農林水産大臣が定める方法により算定される金額（以下「中央会責任総再保険金額」という。）を超える部分の金額とする。

（再保険料率）

第百三十八条の十五（略）

2 普通保険再保険事業、漁船舶主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険料率は、これらの再保険事業に係る保険（これらのうち、漁船舶主責任保険にあつては、填補区分）ごとに、政府の再保険責任に係る危険に対応するものとして農林水産大臣が定めるところにより算定される率とする。

（再保険料の払戻し）

第百三十八条の十六 組合は、第五十一条第二項、第九十六条、第百十三条の七の規定により組合員に特殊保険の保険料の払戻しをすべきときは、政府に対し、政令で定めるところにより、再保険料の払戻しを請求することができる。

2 中央会は、第百三十八条の六の規定により再保険料の払戻しをし

2 普通保険再保険事業、漁船舶主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険金額は、これらの再保険事業に係る保険（これらのうち、漁船舶主責任保険にあつては、てん補区分）ごとに、同一年度再保険関係に係る中央会の再保険金額の合計額のうち、政令の定めるところにより中央会の再保険責任に係る危険の態様を勘案して農林水産大臣が定める方法により算定される金額（以下「中央会責任総再保険金額」という。）を超える部分の金額とする。

（再保険料率）

第百三十八条の十五（略）

2 普通保険再保険事業、漁船舶主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険料率は、これらの再保険事業に係る保険（これらのうち、漁船舶主責任保険にあつては、てん補区分）ごとに、政府の再保険責任に係る危険に対応するものとして農林水産大臣の定めるところにより算定される率とする。

（再保険料の払戻し）

第百三十八条の十六 組合は、第五十一条第二項、第九十六条、第百十三条の七の規定により組合員に特殊保険の保険料の払戻しをすべきときは、政府に対し、政令の定めるところにより、再保険料の払戻しを請求することができる。

2 中央会は、第百三十八条の六の規定により再保険料の払戻しをし

なければならぬときは、政令で定めるところにより、政府に対し、再保険料の払戻しを請求することができる。

(組合等の通知義務)

第百三十八条の十九 組合又は中央会は、特殊保険の保険関係又は普通保険、漁船舶主責任保険若しくは漁船積荷保険に係る再保険関係が成立したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該保険関係又は再保険関係に関する事項を農林水産大臣に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたとき、又は当該保険関係若しくは再保険関係が消滅したときも、同様とする。

2 組合は、特殊保険に係る事故が発生したと認めるときは、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に通知しなければならない。

3 中央会は、農林水産省令で定めるところにより、普通保険再保険事業、漁船舶主責任保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業に係る政府が行う再保険事業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要と認められる事項を農林水産大臣に通知しなければならない。

(納付金)

第百三十八条の二十一 再保険金の支払を受けた中央会は、普通保険再保険事業、漁船舶主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業のそれぞれの再保険事業に係る保険（これらのうち、漁船舶主責任保険にあつては、填補区分）ごとに、支払を受けた再保険金に

なければならぬときは、政令の定めるところにより、政府に対し、再保険料の払戻しを請求することができる。

(組合等の通知義務)

第百三十八条の十九 組合又は中央会は、特殊保険の保険関係又は普通保険、漁船舶主責任保険若しくは漁船積荷保険に係る再保険関係が成立したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該保険関係又は再保険関係に関する事項を農林水産大臣に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたとき、又は当該保険関係若しくは再保険関係が消滅したときも、同様とする。

2 組合は、特殊保険に係る事故が発生したと認めるときは、遅滞なく、農林水産省令の定めるところにより、その旨を農林水産大臣に通知しなければならない。

3 中央会は、農林水産省令の定めるところにより、普通保険再保険事業、漁船舶主責任保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業に係る政府が行う再保険事業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要と認められる事項を農林水産大臣に通知しなければならない。

(納付金)

第百三十八条の二十一 再保険金の支払を受けた中央会は、普通保険再保険事業、漁船舶主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業のそれぞれの再保険事業に係る保険（これらのうち、漁船舶主責任保険にあつては、てん補区分）ごとに、支払を受けた再保険金に

係る同一年度再保険関係につき第百三十八条の十の二第三項又は第四項の規定により取得した権利を行使し、又は処分して得た金額からその行使又は処分に要した費用を控除した残額に、当該支払を受けた再保険金の金額の当該同一年度再保険関係につき支払った再保険金の金額の合計額に対する割合を乗じて得た金額を、遅滞なく、政府に納付しなければならない。

(準用規定)

第百三十八条の二十三 政府が特殊保険再保険事業等として行う再保険については、第百三十八条の十並びに保険法第十一条及び第九十五条の規定を準用する。この場合において、第百三十八条の十の規定中「再保険約款」とあるのは「農林水産省令」と、「組合」とあるのは「組合又は中央会」と、「保険約款」とあるのは「保険約款若しくは再保険約款」と、「保険金」とあるのは「保険金又は再保険金」と、「前二条」とあるのは「第百三十八条の十九」と読み替えるものとする。

(保険料の負担)

第百三十九条 (略)

2 国庫は、対象漁船に係る漁船舶主責任保険について、組合員が支払うべき当該保険の純保険料のうち、第百三十八条の十三第二項の政令で定める填補区分を除く填補区分に係る対象漁船の保険金額に対象漁船に係る当該填補区分に係る漁船舶主責任保険の純保険料率

に係る同一年度再保険関係につき第百三十八条の十の二第三項又は第四項の規定により取得した権利を行使し、又は処分して得た金額からその行使又は処分に要した費用を控除した残額に、当該支払を受けた再保険金の金額の当該同一年度再保険関係につき支払った再保険金の金額の合計額に対する割合を乗じて得た金額を、遅滞なく、政府に納付しなければならない。

(準用規定)

第百三十八条の二十三 政府が特殊保険再保険事業等として行う再保険については、第百三十八条の十並びに保険法第十一条及び第九十五条(危険の減少等)の規定を準用する。この場合において、第百三十八条の十の規定中「再保険約款」とあるのは「農林水産省令」と、「組合」とあるのは「組合又は中央会」と、「保険約款」とあるのは「保険約款若しくは再保険約款」と、「保険金」とあるのは「保険金又は再保険金」と、「前二条」とあるのは「第百三十八条の十九」と読み替えるものとする。

(保険料の負担)

第百三十九条 (略)

2 国庫は、対象漁船に係る漁船舶主責任保険について、組合員が支払うべき当該保険の純保険料のうち、第百三十八条の十三第二項の政令で定めるん補区分を除くん補区分に係る対象漁船の保険金額に対象漁船に係る当該ん補区分に係る漁船舶主責任保険の純保

(第二百二十一条において読み替えて準用する第百十三条の四第二号に規定する漁船舶主責任保険の純保険料率をいう。)を乗じて得た額に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を負担する。

3 (略)

4 前三項の規定による負担金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れる。

(漁業協同組合事務費交付金の補助)

第百四十一条 政府は、予算の範囲内において政令で定めるところにより、組合が第百十三条第四項(第二百二十一条及び第百二十六条の六において準用する場合を含む。)の規定により漁業協同組合に対し交付する事務費交付金の一部を補助することができる。

2 前項の規定による補助金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れる。

(組合事務費補助金)

第百四十二条 政府は、予算の範囲内において政令で定めるところにより、毎会計年度組合の事務費の一部を補助することができる。

除料率(第二百二十一条の規定により読み替えられた同条において準用する第百十三条の四第二号に規定する漁船舶主責任保険の純保険料率をいう。)を乗じて得た額に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を負担する。

3 (略)

4 前三項の規定による負担金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れる。

(漁業協同組合事務費交付金の補助)

第百四十一条 政府は、予算の範囲内において政令の定めるところにより、組合が第百十三条第四項(第二百二十一条及び第百二十六条の六において準用する場合を含む。)の規定により漁業協同組合に対し交付する事務費交付金の一部を補助することができる。

2 前項の規定による補助金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れる。

(組合事務費補助金)

第百四十二条 政府は、予算の範囲内において政令の定めるところにより、毎会計年度組合の事務費の一部を補助することができる。

(特殊保険再保険事業等に関する事務費の繰入れ)

第四百十三条 政府は、特殊保険再保険事業等の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れるものとする。

(任意保険の定義)

第四百十三条の三 この法律において「任意保険」とは、次に掲げる損害を填補する保険であつて、この法律により行うものをいう。

一・二 (略)

第四百十三条の五 (略)

2 任意保険事業に係る保険約款については、第四十四条の二第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「保険約款の変更」とあるのは、「任意保険事業に係る保険約款の作成又は変更」と読み替えるものとする。

(任意保険事業を行う組合)

第四百十三条の六 任意保険事業を行う組合についての第三十一条の二第一項、第三十八条第一項、第四十条第二項、第五十一条、第八十五条及び第八十六条の規定の適用については、これらの規定（第八十五条並びに第八十六条第一項及び第三項を除く。）中「保険約款」とあるのは「保険約款（任意保険事業に係る保険約款を含む。）」と、第五十一条第一項中「保険関係」とあるのは「保険関係並

(特殊保険再保険事業等に関する事務費の繰入れ)

第四百十三条 政府は、特殊保険再保険事業等の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れるものとする。

(任意保険の定義)

第四百十三条の三 この法律において「任意保険」とは、次に掲げる損害をてん補する保険であつて、この法律により行うものをいう。

一・二 (略)

第四百十三条の五 (略)

2 任意保険事業に係る保険約款については、第四十四条の二第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、第四十四条の二第一項中「保険約款の変更」とあるのは「任意保険事業に係る保険約款の設定又は変更」と読み替えるものとする。

(任意保険事業を行う組合)

第四百十三条の六 任意保険事業を行う組合についての第三十一条の二第一項、第三十八条第一項、第四十条第二項、第五十一条、第八十五条及び第八十六条の規定の適用については、これらの規定（第八十五条及び第八十六条第二項を除く。）中「保険約款」とあるのは「保険約款（任意保険事業に係る保険約款を含む。）」と、第五十一条第一項中「保険関係」とあるのは「保険関係並びに当該組合

びに当該組合に係る任意保険の保険契約」と、同条第二項中「満期保険を除く。」とあるのは「満期保険を除く。」及び任意保険」と、第八十六条第三項中「命令」とあるのは「命令（任意保険事業に係るものを除く。）とする。」

（組合の填補責任）

第四百四十三条の八 組合は、任意保険に係る第四百四十三条の三各号に掲げる損害を填補する。

（組合の免責事由）

第四百四十三条の九 次の場合には、組合は、任意保険に係る填補すべき損害の額の全部又は一部につき、その填補すべき責めを免れることができる。

一 （略）

二 任意保険事業に係る保険約款で定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあっては、保険契約者が、正当な理由がないのに保険料のうちその第二回以降の支払に係るものの支払を遅滞したとき。

三 六 （略）

（保険金額の最高額の制限）

第四百四十三条の十 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、任意保険事業の保険金額について、その最高額を定めることができる

に係る任意保険の保険契約」と、同条第二項中「満期保険を除く。」とあるのは「満期保険を除く。」及び任意保険」と、第八十六条第二項中「命令」とあるのは「命令（任意保険事業に係るものを除く。）とする。」

（組合のてん補責任）

第四百四十三条の八 組合は、任意保険に係る第四百四十三条の三各号に掲げる損害をてん補する。

（組合の免責事由）

第四百四十三条の九 次の場合には、組合は、任意保険に係るてん補すべき損害の額の全部又は一部につき、そのてん補すべき責めを免れることができる。

一 （略）

二 任意保険事業に係る保険約款で定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあっては、保険契約者が、正当な理由がないのに保険料のうちその第二回以降の支払に係るものの支払を遅滞したとき。

三 六 （略）

（保険金額の最高額の制限）

第四百四十三条の十 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、任意保険事業の保険金額について、その最高額を定めることができる

。この場合において、任意保険事業の保険金額は、当該金額を超えてはならない。

（任意保険事業についての準用）

第四百四十三条の十一（略）

2（略）

3 第四百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業については、商法第八百三十四条第一項、第八百三十六条第一項及び第二項、第八百三十七条第一項及び第二項並びに第八百三十八条から第八百四十一条まで並びに保険法第四条、第八条、第十一条、第十五条、第二十四条、第二十五条、第二十八条、第三十一条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）並びに第九十五条の規定を準用する。

4 第四百四十三条の三第二号に掲げる損害に係る任意保険事業については、保険法第四条、第八条、第十一条、第二十二條、第二十五条、第二十八条、第三十一条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）並びに第九十五条の規定を準用する。

第四百四十三条の十七 任意保険再保険事業を行う中央会についての第三百三十八条第四項において準用する第三十一条の二第一項、第三十八条第一項及び第四十条第二項並びに第三百三十八条第七項において準用する第八十五条及び第八十六条（第一項を除く。）の規定の適用については、これらの規定（第三百三十八条第七項で準用する第八

。この場合には、任意保険事業の保険金額は、当該金額を超えてはならない。

（任意保険事業についての準用）

第四百四十三条の十一（略）

2（略）

3 第四百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業については、商法第八百三十四条第一項、第八百三十六条第一項及び第二項、第八百三十七条第一項及び第二項並びに第八百三十八条から第八百四十一条まで（保険委付）並びに保険法第四条、第八条、第十一条、第十五条、第二十四条、第二十五条、第二十八条、第三十一条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）並びに第九十五条（告知義務等）の規定を準用する。

4 第四百四十三条の三第二号に掲げる損害に係る任意保険事業については、保険法第四条、第八条、第十一条、第二十二條、第二十五条、第二十八条、第三十一条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）並びに第九十五条（告知義務等）の規定を準用する。

第四百四十三条の十七 任意保険再保険事業を行う中央会についての第三百三十八条第四項において準用する第三十一条の二第一項、第三十八条第一項及び第四十条第二項並びに第三百三十八条第七項において準用する第八十五条及び第八十六条の規定の適用については、これらの規定（第三百三十八条第七項で準用する第八十六条第二項を除く

十六条第三項を除く。）中「保険約款」とあるのは「再保険約款（任意保険再保険事業に係る再保険約款を含む。）」と、第百三十八条第七項で準用する第八十六条第三項中「命令」とあるのは「命令（任意保険再保険事業に係るものを除く。）」とする。

（事務の区分）

第百四十三条の十九 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第百四十四条 （略）

2 組合又は中央会の代表者又は代理人、職員その他の従業者がその組合又は中央会の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合又は中央会に対しても同項の刑を科する。

。中「保険約款」とあるのは「再保険約款（任意保険再保険事業に係る再保険約款を含む。）」と、第百三十八条第七項で準用する第八十六条第二項中「命令」とあるのは「命令（任意保険再保険事業に係るものを除く。）」とする。

（事務の区分）

第百四十三条の十九 この法律（第八十八条を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第百四十四条 （略）

2 組合又は中央会の代表者又は代理人、職員その他の従業者がその組合又は中央会の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その組合又は中央会に対しても同項の刑を科する。但し、組合又は中央会の役員がその違反行為を防止するため相当の注意を怠らなかつたことの証明があつたときは、この限りでない。

○ 漁船損害等補償法（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 漁船保険組合の組織 第一節 通則（<u>第四条―第十条</u>） 第二節 設立（<u>第十一条―第二十条</u>） 第三節 組合員（<u>第二十一条―第二十九条の二</u>） 第四節 管理（<u>第三十条―第四十九条</u>） 第五節 解散及び清算（<u>第五十条―第六十二条の五</u>） 第六節 登記（<u>第六十三条―第八十三条</u>） 第七節 監督（<u>第八十四条―第八十七条</u>） 第三章 漁船保険組合の漁船保険事業等 第一節 通則（<u>第八十八条―第一百七条</u>） 第二節 漁船保険 第一款 通則（<u>第一百八条―第一百十一条の五</u>） 第二款 普通損害保険（<u>第一百十二条―第一百三條の八</u>） 第三款 満期保険（<u>第一百三條の九―第一百三條の十七</u>） 第三節 漁船船主責任保険（<u>第一百四条―第二百一一条</u>）	目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 漁船保険組合の組織 第一節 通則（<u>第四条―第十二条</u>） 第二節 設立（<u>第十三条―第二十一条の二</u>） 第三節 組合員（<u>第二十二条―第二十九条の二</u>） 第四節 管理（<u>第三十条―第四十九条</u>） 第五節 解散及び清算（<u>第五十条―第六十二条の五</u>） 第六節 登記（<u>第六十三条―第八十三条</u>） 第七節 監督（<u>第八十四条―第八十八条</u>） 第三章 漁船保険組合の漁船保険事業等 第一節 通則（<u>第八十九条―第一百九条</u>） 第二節 漁船保険 第一款 通則（<u>第一百条―第一百一条の六</u>） 第二款 普通損害保険及び特殊保険（<u>第一百十二条―第一百三條の八</u>） 第三款 満期保険（<u>第一百三條の九―第一百三條の十七</u>） 第三節 漁船船主責任保険（<u>第一百四条―第二百一一条</u>）

第四節 漁船乗組船主保険（第二百二十二条―第二百二十六条）

第五節 漁船積荷保険（第二百二十六条の二―第二百二十六条の七）

第四章 政府の漁船保険再保険事業等（第二百二十七条―第三百三十八条）

（略）

第五章 保険料の負担及び補助金の交付（第三百三十九条―第四百〇三条）

第六章 雑則（第四百四十三条の二―第四百四十三条の十二）

第七章 罰則（第四百四十四条―第四百四十六条）

附則

（漁船損害等補償）

第二条 漁船損害等補償は、次の事業により行う。

一 （略）

（削る。）

二 政府が行う漁船保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業（以下「漁船保険再保険事業等」という。）

第四節 漁船乗組船主保険（第二百二十二条―第二百二十六条）

第五節 漁船積荷保険（第二百二十六条の二―第二百二十六条の六）

第四章 漁船保険中央会及びその普通保険再保険事業等

第一節 漁船保険中央会（第二百二十七条―第二百三十八条）

第二節 普通保険再保険事業等（第二百三十八条の二―第二百三十八条の十一）

第五章 政府の特殊保険再保険事業等（第二百三十八条の十二―第二百三十八条の二十三）

第六章 保険料の負担及び補助金の交付（第二百三十九条―第四百〇三条）

第六章の二 雑則（第四百四十三条の二―第四百四十三条の十九）

第七章 罰則（第四百四十四条―第四百四十六条）

附則

（漁船損害等補償）

第二条 漁船損害等補償は、次の事業により行う。

一 （略）

二 漁船保険中央会が行う普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業（以下「普通保険再保険事業等」という。）

三 政府が行う特殊保険再保険事業並びに前号の普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険事業（以下「特殊保険再保険事業等」という。）

(定義)

第三条 (略)

2 (略)

3 漁船保険は、普通損害保険及び満期保険とする。

4 この法律において「普通損害保険」とは、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害を填補する漁船保険をいい、「満期保険」とは、保険期間が満了した場合に保険金を支払い、又は保険期間中の事故により生じた損害を填補する漁船保険をいう。

5 この法律において「漁船船主責任保険」とは、漁船の所有者又は使用者（所有権以外の権原に基づき漁船を使用する者をいう。第六章を除き、以下同じ。）が、その所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船の運航に伴って生じた費用で自己が負担しなければならぬものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害を填補する相互保険であつて、この法律により行うものをいう。

(定義)

第三条 (略)

2 (略)

3 漁船保険は、普通保険及び特殊保険とし、普通保険は、普通損害保険及び満期保険とする。

4 この法律において「特殊保険」とは、戦争、変乱その他政令で定めるこれに準ずるもの（以下「戦乱等」という。）による滅失、沈没、損傷その他の事故（以下「特殊保険事故」という。）により生じた損害を填補する漁船保険をいい、「普通損害保険」とは、特殊保険事故以外の滅失、沈没、損傷その他の事故（以下「普通損害保険事故」という。）により生じた損害を填補する漁船保険をいい、「満期保険」とは、保険期間が満了した場合に保険金を支払い、又は保険期間中の普通損害保険事故により生じた損害を填補する漁船保険をいう。

5 この法律において「漁船船主責任保険」とは、戦乱等によるものを除き、漁船の所有者又は使用者（所有権以外の権原に基づき漁船を使用する者をいう。第六章の二を除き、以下同じ。）が、その所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船の運航に伴って生じた費用で自己が負担しなければならぬものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害を填補する相互保険であつて、この法律により行うものをいう。

6 この法律において「漁船乗組船主保険」とは、漁船の所有者又は使用者であつてその所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴つて死亡その他の農林水産省令で定める事故が生じた場合に一定の金額を支払う相互保険であつて、この法律により行うものをいう。

7 この法律において「漁船積荷保険」とは、漁船に積載した漁獲物その他の農林水産省令で定める物（以下「漁船積荷」という。）を保険の目的として、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害を填補する相互保険であつて、この法律により行うものをいう。

（削る。）

第七条（略）

（削る。）

（印紙税の非課税）

第十条 この法律による漁船損害等補償に関する書類（漁船乗組船主保険事業に関する書類を除く。）には、印紙税を課さない。

6 この法律において「漁船乗組船主保険」とは、戦乱等によるものを除き、漁船の所有者又は使用者であつてその所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴つて死亡その他の農林水産省令で定める事故が生じた場合に一定の金額を支払う相互保険であつて、この法律により行うものをいう。

7 この法律において「漁船積荷保険」とは、漁船に積載した漁獲物その他の農林水産省令で定める物（以下「漁船積荷」という。）を保険の目的として、滅失、流失、損傷その他の事故（戦乱等によるものを除く。以下「漁船積荷保険事故」という。）により生じた損害を填補する相互保険であつて、この法律により行うものをいう。

第七条 削除

第八条（略）

（非課税）

第十一条 削除

第十二条 この法律による漁船損害等補償に関する書類（漁船乗組船主保険事業及び漁船乗組船主保険再保険事業に関する書類を除く。）には、印紙税を課さない。

第二節 設立

第十一条 (略)

(設立準備会)

第十二条 (略)

第十三条 (略)

(創立総会)

第十四条 (略)

2～6 (略)

7 創立総会については、第二十八条、第二十九条第二項から第四項まで及び第二十九条の二の規定を準用する。この場合において、第二十九条第二項中「前項」とあるのは「第十四条第六項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十四条第六項又は前項」と読み替えるものとする。

第十五条～第十八条 (略)

(定款に記載すべき事項)

第十九条 (略)

第二節 設立

第十三条 (略)

(設立準備会)

第十四条 (略)

第十五条 (略)

(創立総会)

第十六条 (略)

2～6 (略)

7 創立総会については、第二十八条、第二十九条第二項から第四項まで及び第二十九条の二の規定を準用する。この場合において、第二十九条第二項中「前項」とあるのは「第十六条第六項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十六条第六項又は前項」と読み替えるものとする。

第十七条～第二十条 (略)

(定款に記載すべき事項)

第二十一条 (略)

2 前項第十二号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、組合又は漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第四条に規定する漁業共済団体のうちから選定されるようにしなければならない。

3 （略）

第二十条 （略）

第三節 組合員

第二十一条～第二十三条 （略）

（保険の目的の譲受人等）

第二十四条 漁船保険の保険の目的たる漁船の譲受人が、第百十一条第一項の規定により当該漁船につき組合員（同条第二項（同条第三項及び第百十一条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第九十四条第二項の規定により組合員とみなされる者を含む。）の有する漁船保険の保険関係に関する権利義務を承継したときは、その者は、当該漁船を譲り受けた時から組合員となる。ただし、その者が組合員たる資格を有しないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、第百十一条第三項の規定による漁船保険の保険関係に関する権利義務の承継があつた場合に準用する。

（新設）

2 （略）

第二十一条の二 （略）

第三節 組合員

第二十二条～第二十四条 （略）

（保険の目的の譲受人等）

第二十五条 漁船保険の保険の目的たる漁船の譲受人が、第百十一条の二第一項の規定により当該漁船につき組合員（同条第二項（同条第三項及び第百十一条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第九十五条第二項の規定により組合員とみなされる者を含む。）の有する漁船保険の保険関係に関する権利義務を承継したときは、その者は、当該漁船を譲り受けた時から組合員となる。ただし、その者が組合員たる資格を有しないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、第百十一条の二第三項の規定による漁船保険の保険関係に関する権利義務の承継があつた場合に準用する。

第二十五条 漁船保険の保険の目的たる漁船の所有者又は使用者が、
第百十一条の二第一項の規定により当該漁船につき組合員（第九十
四条第二項又は第百十一条第二項（同条第三項及び第百十一条の二
第三項において準用する場合を含む。）の規定により組合員とみな
される者を含む。）の有する漁船保険の保険関係に関する権利義務
を承継したときは、その者は、その時から組合員となる。ただし、
その者が組合員たる資格を有しないときは、この限りでない。

（脱退の効果）

第二十七条 組合員が第二十三条第一項及び同条第二項第二号から第
五号までの規定により組合を脱退したときは、第二十四条又は第二
十五条の規定に該当する場合のほかは、当該組合と当該組合員との
間に成立している漁船保険の保険関係は、全て、消滅する。

2 （略）

（総会の議決事項）

第四十二条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一・二 （略）
- 三 毎事業年度の事業計画の作成及び変更
- 四 毎事業年度内における借入金の限度額
- 五 （略）

第二十五条の二 漁船保険の保険の目的たる漁船の所有者又は使用者
が、第百十一条の三第一項の規定により当該漁船につき組合員（第
九十五条第二項又は第百十一条の二第二項（同条第三項及び第百十
一条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により組合
員とみなされる者を含む。）の有する漁船保険の保険関係に関する
権利義務を承継したときは、その者は、その時から組合員となる。
ただし、その者が組合員たる資格を有しないときは、この限りでな
い。

（脱退の効果）

第二十七条 組合員が第二十四条第一項及び同条第二項第二号から第
五号までの規定により組合を脱退したときは、第二十五条又は第二
十五条の二の規定に該当する場合のほかは、当該組合と当該組合員
との間に成立している漁船保険の保険関係は、全て、消滅する。

2 （略）

（総会の議決事項）

第四十二条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一・二 （略）
- （新設）
- （新設）
- 三 （略）

(定款の変更)	第四十四条 (略)	2 (略)	3 前項の認可については、 <u>第十六条の規定を準用する。</u>	(保険約款の変更)	第四十四条の二 (略)	2 前項の認可については、 <u>第十六条の規定を準用する。</u>	3 農林水産大臣は、 <u>漁船保険、漁船舶主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険（いずれも特約により特定事故（戦争、変乱その他政令で定めるこれらに準ずるものによつて生じた事故（漁船舶主責任保険にあつては、漁船の運航に伴つて生ずる不慮の費用又は損害であつて、漁船の所有者又は使用者が負担し、又は賠償するもののうち、当該保険に係るもの。以下同じ。）をいう。以下同じ。）により支払われる保険金に係る部分（以下「特定特約部分」という。）に限る。）の保険料率についての保険約款の変更を命ずることが</u> できる。	4 (略)	(総代会)	第四十六条 (略)	2 (略)	3 総代の定数は、 <u>総組合員の四分の一以上でなければならない。</u> た
(定款の変更)	第四十四条 (略)	2 (略)	3 前項の認可については、 <u>第十八条の規定を準用する。</u>	(保険約款の変更)	第四十四条の二 (略)	2 前項の認可については、 <u>第十八条の規定を準用する。</u>	3 農林水産大臣は、 <u>特殊保険の保険料率についての保険約款の変更を命ずることが</u> できる。	4 (略)	(総代会)	第四十六条 (略)	2 (略)	3 総代の定数は、 <u>十五人以上でなければならない。</u>

だし、総組合員が四百人を超える組合にあつては、百人以上である
ことをもつて足りる。

4
10 (略)

(合併の手続)

第五十二条 (略)

2 (略)

3 前項の場合には、第十六条の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

第六十条 解散した組合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定
による解散の場合を除くほか、第六十二条の規定による農林水産大
臣に対する清算結了の届出の時に於いて、定款で定めるところによ
り、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(設立の登記)

第六十三条 (略)

2 設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならな
い。

一 第十九条第一項第一号から第三号まで、第五号、第十一号及び
第十二号に掲げる事項

二・三 (略)

4
10 (略)

(合併の手続)

第五十二条 (略)

2 (略)

3 前項の場合には、第十八条の規定を準用する。

(残余財産の分配)

第六十条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財
産を分配することができない。

(設立の登記)

第六十三条 (略)

2 設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならな
い。

一 第二十一条第一項第一号から第三号まで、第五号、第十一号及
び第十二号に掲げる事項

二・三 (略)

(業務又は会計状況の検査)

第八十五条 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は、組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

(削る。)

第三章 漁船保険組合の漁船保険事業等

第一節 通則

第八十八条〜第九十二条 (略)

(事故の確定による無効)

第九十三条 組合の保険責任が始まる前において、既に事故が生じ得ないこととなったとき、又は生じていたときは、当該漁船保険、漁船主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険は、無効とする。

(業務又は会計状況の検査)

第八十五条 (略)

2 (略)

(新設)

第八十八条 削除

第三章 漁船保険組合の漁船保険事業等

第一節 通則

第八十九条〜第九十三条 (略)

(事故の確定による無効)

第九十四条 組合の保険責任が始まる前において、既に事故(漁船船主責任保険にあつては、漁船の運航に伴つて生ずる不慮の費用又は損害であつて、漁船の所有者又は使用者が負担し、又は賠償するもののうち、当該保険に係るもの。以下同じ。)が生じ得ないこととなつたとき、又は生じていたときは、当該漁船保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険は、無効とする。

(保険関係の存続)

第九十四条 (略)

2 前項の規定によりなお存続するものとされる保険関係に係る漁船の所有者又は使用者は、この章及び第五章の規定の適用については、組合員とみなす。

第九十五条 (略)

(組合員等の通知義務)

第九十六条 (略)

第九十七条・第九十八条 (略)

(組合の免責事由)

第九十九条 次の場合には、組合は、填補すべき損害の額又は支払うべき一定の金額の全部又は一部につき、その填補し、又は支払うべき責めを免れることができる。

一 三 (略)

四 組合員等が第九十六条の規定による通知を著しく遅滞したため、損害の状況の認定が困難となったとき。

五 組合員又は被保険者が第九十七条第一項の規定による通知を怠り、又は同条第二項の規定による組合の指示に従わなかったとき。

(保険関係の存続)

第九十五条 (略)

2 前項の規定によりなお存続するものとされる保険関係に係る漁船の所有者又は使用者は、この章及び第六章の規定の適用については、組合員とみなす。

第九十六条 (略)

(組合員等の通知義務)

第九十七条 (略)

第九十八条・第九十九条 (略)

(組合の免責事由)

第一百条 次の場合には、組合は、填補すべき損害の額又は支払うべき一定の金額の全部又は一部につき、その填補し、又は支払うべき責めを免れることができる。

一 三 (略)

四 組合員等が第九十七条の規定による通知を著しく遅滞したため、損害の状況の認定が困難となったとき。

五 組合員又は被保険者が第九十八条第一項の規定による通知を怠り、又は同条第二項の規定による組合の指示に従わなかったとき。

六 (略)

第百条・第百一条 (略)

(組合の経理)

第百二条 組合は、農林水産省令で定めるところにより、漁船保険事業、漁船舶主責任保険事業、漁船乗組船主保険事業及び漁船積荷保険事業ごとに経理を区分し、それぞれ会計を設けて整理しなければならない。ただし、これらの保険事業の業務の執行に要する経費及び付加保険料その他その経費に充てるための収入金に係る部分については、この限りでない。

第百三条 (略)

(保険金の削減)

第百四条 組合は、第百二条の規定による各会計ごとに、保険金の支払に不足を生ずるときは、定款で定めるところにより、支払うべき保険金の額を削減することができる。

2 組合が前項の規定により支払うべき保険金の額を削減する場合であつても、その支払う保険金の額は、政府から支払を受けた再保険金の額を下るものであつてはならない。

六 (略)

第百一条・第百二条 (略)

(組合の経理)

第百三条 組合は、農林水産省令で定めるところにより、漁船保険事業のうち普通保険に係るもの及び特殊保険に係るもの、漁船舶主責任保険事業、漁船乗組船主保険事業並びに漁船積荷保険事業ごとに経理を区分し、それぞれ会計を設けて整理しなければならない。ただし、これらの保険事業の業務の執行に要する経費及び付加保険料その他その経費に充てるための収入金に係る部分については、この限りでない。

第百四条 (略)

(保険金の削減)

第百五条 組合は、第百三条の規定による各会計ごとに、保険金の支払に不足を生ずるときは、定款で定めるところにより、支払うべき保険金の額を削減することができる。

2 組合が前項の規定により支払うべき保険金の額を削減する場合であつても、その支払う保険金の額は、政府又は漁船保険中央会から支払を受けた再保険金の額を下るものであつてはならない。

第百五条・第百六条 (略)

(削る。)

第百七条 (略)

第一款 通則

(保険の目的)

第百八条 (略)

2 組合と組合員との間に漁船保険の保険関係が成立している漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とする当該組合の漁船保険の保険の目的とすることができない。
(削る。)

3・4 (略)

第百九条・第百十条 (略)

第百六条・第百七条 (略)

(剰余金の分配)

第百八条 組合は、農林水産省令で定める基準に従い定款の定めるところにより、組合員に対し、剰余金を分配することができる。

第百九条 (略)

第一款 通則

(保険の目的)

第百十条 (略)

2 組合と組合員との間に普通保険の保険関係が成立している漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とする当該組合の普通保険の保険の目的とすることができない。
3 組合と組合員との間に特殊保険の保険関係が成立している漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とする当該組合の特殊保険の保険の目的とすることができない。
4・5 (略)

第百十条の二・第百十条の三 (略)

(削る。)

(保険関係に関する権利義務の承継)

第百十一条 (略)

2 前項の規定により保険関係に関する権利義務を承継した者(被保険者としての権利義務のみを承継した者を除く。)が組合員たる資格を有しない場合には、その者は、この章及び第五章の規定の適用については、組合員とみなす。

3 (略)

第百十一条の二 第百十一条の四 (略)

(商法及び保険法の準用)

第百十一条の五 組合の漁船保険については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第八百三十四条第一項、第八百三十六条第一項及び第二項並びに第八百三十七条から第八百四十一条まで並びに保険法第八条、第十五条、第十八条、第十九条、第二十三条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第二十四条及び第二十五条の規定を準用する。この場合において、商法第八百三十四条第一項中「六ヶ月間」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間」と、同法第八百三

(保険の引受けの制限)

第百十一条 組合は、漁船保険中央会が普通保険再保険事業を行つている場合でなければ、普通保険の引受けをすることができない。

(保険関係に関する権利義務の承継)

第百十一条の二 (略)

2 前項の規定により保険関係に関する権利義務を承継した者(被保険者としての権利義務のみを承継した者を除く。)が組合員たる資格を有しない場合には、その者は、この章及び第六章の規定の適用については、組合員とみなす。

3 (略)

第百十一条の三 第百十一条の五 (略)

(商法及び保険法の準用)

第百十一条の六 組合の漁船保険については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第八百三十四条第一項、第八百三十六条第一項及び第二項並びに第八百三十七条から第八百四十一条まで並びに保険法第八条、第十五条、第十八条、第十九条、第二十三条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第二十四条及び第二十五条の規定を準用する。この場合において、商法第八百三十四条第一項中「六ヶ月間」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間」と、同法第八百三

十六条第一項中「三ヶ月内」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間内」と、同条第二項中「第八百三十三条第一号、第三号及び第四号」とあるのは「漁船損害等補償法第百十一条の四第一項第一号及び第三号」と読み替えるものとする。

第二款 普通損害保険

(義務付保漁船についての保険料の集収及び払込み等)

第百十三条 前条第三項の規定による公示があつた場合において、政令で定めるところにより当該公示に係る加入区の区域内の第百十二条第一項の規定による同意をした者を代表する者が、当該公示に係る加入区の区域の全部又は一部をその地区の区域の全部又は一部とする漁業協同組合に対し、当該漁業協同組合の組合員たる指定漁船所有者又は当該指定漁船の使用者が当該指定漁船につき組合に支払うべき漁船保険の保険料を集収してその者に代わり組合に払い込む事業を行うべき旨の申出をしたときは、当該漁業協同組合は、正当な理由がある場合のほかは、その申出に係る事業を行わなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定による事業を行う漁業協同組合に対し、当該漁業協同組合の組合員から、その所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する指定漁船以外の漁船につき組合に支払うべき漁船保険の保険料を集収してその者に代わり組合に払い込むべき旨の申出があつた場合に準用する。

十六条第一項中「三ヶ月内」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間内」と、同条第二項中「第八百三十三条第一号、第三号及び第四号」とあるのは「漁船損害等補償法第百十一条の五第一項第一号及び第三号」と読み替えるものとする。

第二款 普通損害保険及び特殊保険

(義務付保漁船についての保険料の集収及び払込み等)

第百十三条 前条第三項の規定による公示があつた場合において、政令で定めるところにより当該公示に係る加入区の区域内の第百十二条第一項の規定による同意をした者を代表する者が、当該公示に係る加入区の区域の全部又は一部をその地区の区域の全部又は一部とする漁業協同組合に対し、当該漁業協同組合の組合員たる指定漁船所有者又は当該指定漁船の使用者が当該指定漁船につき組合に支払うべき普通保険の保険料を集収してその者に代わり組合に払い込む事業を行うべき旨の申出をしたときは、当該漁業協同組合は、正当な理由がある場合のほかは、その申出に係る事業を行わなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定による事業を行う漁業協同組合に対し、当該漁業協同組合の組合員から、その所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する指定漁船以外の漁船につき組合に支払うべき普通保険の保険料を集収してその者に代わり組合に払い込むべき旨の申出があつた場合に準用する。

3 第一項の規定による事業を行う漁業協同組合は、その組合員以外の者であつてその地区内に住所を有する者がその所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する漁船につき組合に支払うべき漁船保険の保険料についても、これを集収してその者に代わり組合に払い込む事業を行うことができる。

4 (略)

5 第二項及び第三項の規定は、漁船保険の保険金額が政令で定める金額に達しない漁船については、適用しない。

(普通損害保険の保険料率)

第百十三条の四 普通損害保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、基本部分(特定事故以外の事故により支払われる保険金に係る部分をいう。以下同じ。)及び特定特約部分ごとに定め、当該組合の普通損害保険(満期保険の保険期間の満了前の事故により支払われる保険金に係る部分を含む。以下この条において同じ。)に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び再保険料の支出とが長期的に均衡を保つように定めなければならない。

2 普通損害保険の基本部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、次に掲げる率を合計して得た率としなければならない。

一 農林水産大臣が定める期間における各年の普通損害保険の基本部分に係る危険率(次号に規定する異常危険率を除く。)を基礎として、農林水産大臣が危険区分(漁船のトン数、漁船の主たる根拠地が属する区域その他の事項で普通損害保険の基本部分に係

3 第一項の規定による事業を行う漁業協同組合は、その組合員以外の者であつてその地区内に住所を有する者がその所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する漁船につき組合に支払うべき普通保険の保険料についても、これを集収してその者に代わり組合に払い込む事業を行うことができる。

4 (略)

5 第二項及び第三項の規定は、普通保険の保険金額が政令で定める金額に達しない漁船については、適用しない。

(普通損害保険の保険料率)

第百十三条の四 普通損害保険の保険料率は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすように定めなければならない。

一 当該組合が引き受けることが見込まれる普通損害保険の保険の目的たる漁船の属する普通損害保険の危険区分(漁船のトン数、船質、設備、操業区域その他の事項で普通損害保険に係る危険の程度に影響を及ぼす要因となるものに応じて、漁船につき農林水産大臣が定める危険の程度の区分をいう。以下同じ。)の全てについて、普通損害保険の危険区分ごとに定められること。

二 普通損害保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率(以下「普通損害保険の純保険料率」という。)が、農林水産大臣が定める期間における当該組合の普通損害保険(満期保険の満期前の普通損害保険事故により保険金を支払う保険の部分を含む。以下この号及び第百三十八条の五第一項各号において同じ。)に

る危険の程度に影響を及ぼす要因となるものに応じて、漁船につき農林水産大臣が定める危険の程度の区分をいう。同号において同じ。）ごとに定める率（第百三十九条第一項第一号において「通常純保険料率」という。）

二 異常危険率（前号の農林水産大臣が定める期間における各年の普通損害保険の基本部分に係る台風その他の異常な天然現象に基づき算出される危険率であつて、農林水産大臣が定める標準危険率を超えるものをいう。）を基礎として、農林水産大臣が危険区分ごとに定める率（第百三十九条第一項第二号において「異常純保険料率」という。）

3 普通損害保険の特定特約部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、当該特定特約部分に係る危険率を基礎として農林水産大臣が定める率としなければならない。

（保険期間）

第百十三条の五 普通損害保険の保険期間は、一年とする。ただし、次条第一項ただし書の特約をする場合における当該特約に係る保険期間は、四月とする。

2 前項の規定にかかわらず、組合は、農林水産省令で定めるところにより、保険約款で別段の定めをすることができる。

（組合の填補責任）

第百十三条の六 組合は、普通損害保険の保険の目的たる漁船につき

係る危険率を基礎とし、当該組合の普通損害保険に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び再保険料の支出とが長期的に均衡を保つように定められること。

三 普通損害保険の危険区分ごとに、普通損害保険の純保険料率が第百三十八条の五の規定により定まる当該組合の普通損害保険の純再保険料率を下らないこと。

（保険期間）

第百十三条の五 保険期間は、普通損害保険にあつては一年とし、特殊保険にあつては四月とする。ただし、組合は、農林水産省令で定めるところにより、保険約款で別段の定めをすることができる。

（組合の填補責任）

第百十三条の六 組合は、普通損害保険又は特殊保険の保険の目的た

、事故によつて生じた損害を填補する。ただし、特定事故については、特約がなければ、これによつて生じた損害を填補する責めを負わない。

2 (略)

(危険の消滅)

第百十三条の七 組合員は、普通損害保険の保険の目的たる漁船につき、保険期間中組合が負担した危険が消滅したときは、政令で定めるところにより、保険料の一部の払戻しを請求することができる。

(削る。)

(保険法の準用)

第百十三条の八 組合の普通損害保険については、保険法第十条及び第九十五条の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは、「保険料を請求する権利及び

る漁船につき、普通損害保険事故又は特殊保険事故によつて生じた損害を填補する。ただし、特殊保険事故が捕獲、拿捕又は抑留によつて生じた場合には、特約がなければ、これによつて生じた損害を填補する責めを負わない。

2 (略)

(危険の消滅)

第百十三条の七 組合員は、普通損害保険又は特殊保険の保険の目的たる漁船につき、保険期間中組合が負担した危険が消滅したときは、政令で定めるところにより、保険料の一部の払戻しを請求することができる。

(保険関係の消滅)

第百十三条の七の二 第百三十七条の四第一項の規定により中央会と組合との間に成立している普通損害保険に係る再保険関係が終了したときは、普通損害保険の保険関係は、消滅する。

2 前項の場合には、組合は、まだ経過しない期間に対する保険料を払い戻さなければならない。

(保険法の準用)

第百十三条の八 組合の普通損害保険及び特殊保険については、保険法第十条及び第九十五条の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは、「保険料を請求

追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

(保険料)

第百十三条の十一 満期保険の保険料は、満期により支払うべき保険金に係る保険料の部分（以下「積立保険料」という。）及び満期前の事故により支払うべき保険金に係る保険料（次条第一項ただし書の特約がある場合にあつては、特定特約部分の保険料を含む。）の部分（以下「損害保険料」という。）から成るものとする。

2 満期保険の保険料率のうち損害保険料中の純保険料に対応する部分の率については、当該満期保険の各保険料期間が始まる日において適用されている普通損害保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率に、保険期間に应じて農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率とする。

(削る。)

3|
(略)

(組合の保険金支払義務)

第百十三条の十二 組合は、満期保険の保険の目的たる漁船につき、

する権利及び追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

(保険料)

第百十三条の十一 満期保険の保険料は、満期により支払うべき保険金に係る保険料の部分（以下「積立保険料」という。）及び満期前の普通損害保険事故により支払うべき保険金に係る保険料の部分（以下「損害保険料」という。）から成るものとする。

2 満期保険の保険料率のうち損害保険料中の純保険料に対応する部分の率については、当該満期保険の各保険料期間が始まる日において適用されている当該組合の普通損害保険の純保険料率に、普通損害保険の危険区分に係るトン数区分（以下「普通損害保険のトン数区分」という。）その他農林水産大臣が定める区分ごとに保険期間の期間に应じて組合が保険約款で定める割合を乗じて得た率とする。

3| 前項の規定により組合が定める割合は、普通損害保険のトン数区分その他同項の農林水産大臣が定める区分及び保険期間の期間の区分ごとに、第百三十八条の五第二項の農林水産大臣が定める割合を下つてはならない。

4|
(略)

(組合の保険金支払義務)

第百十三条の十二 組合は、満期保険の保険の目的たる漁船につき、

満期前における事故によつて生じた損害を填補し、及び満期により保険金額に相当する額の保険金を支払う。ただし、特定事故については、特約がなければ、これによつて生じた損害を填補する責めを負わない。

2 (略)

(保険料不払による失効)

第百十三条の十五 組合員が、第百十三条の十一第三項の規定により保険料期間ごとに支払うべき保険料（保険約款で定めるところに従い当該保険料の分割支払がされる場合にあつては、当該保険料のうちその第一回の支払に係るもの）の支払をしないで農林水産省令で定める支払猶予期間を経過したときは、満期保険は、その効力を失う。

(払戻金の支払)

第百十三条の十六 組合員は、解除（第百七条において準用する保険法第二十八条第一項の規定による解除を除く。）その他政令で定める事由により満期保険の保険関係が消滅した場合には、組合に対し、当該保険につき支払った積立保険料（支払期限の到来した未払積立保険料を含む。次項において同じ。）のうちの純保険料の額に百分の九十から百分の百までの間で農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額の払戻金を請求することができる。

2 組合員は、満期保険の保険の目的たる漁船が満期前の事故により

満期前における普通損害保険事故によつて生じた損害を填補し、及び満期により保険金額に相当する額の保険金を支払う。

2 (略)

(保険料不払による失効)

第百十三条の十五 組合員が、第百十三条の十一第四項の規定により保険料期間ごとに支払うべき保険料（保険約款で定めるところに従い当該保険料の分割支払がされる場合にあつては、当該保険料のうちその第一回の支払に係るもの）の支払をしないで農林水産省令で定める支払猶予期間を経過したときは、満期保険は、その効力を失う。

(払戻金の支払)

第百十三条の十六 組合員は、解除（第百九条において準用する保険法第二十八条第一項の規定による解除を除く。）その他政令で定める事由により満期保険の保険関係が消滅した場合には、組合に対し、当該保険につき支払った積立保険料（支払期限の到来した未払積立保険料を含む。次項において同じ。）のうちの純保険料の額に百分の九十から百分の百までの間で農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額の払戻金を請求することができる。

2 組合員は、満期保険の保険の目的たる漁船が満期前の普通損害保

全損した場合、満期保険の保険の目的たる漁船を満期前の事故により委付した場合又は満期保険の保険の目的たる漁船が満期前の事故により委付された場合には、組合の保険約款で定めるところにより、組合に対し、当該保険につき支払った積立保険料のうちの純保険料の額から、当該保険についての既経過の保険料期間の数に応じ漁船の価額の通常の低下率として農林水産省令で定める割合を保険金額に乘じて得た額を差し引いて得た額に相当する金額を超えない額の払戻金を請求することができる。ただし、第百条又は第百一条の規定により、組合が当該事故に係る損害を填補する責めを負わない場合については、この限りでない。

3

(略)

(削る。)

(漁船船主責任保険の引受けの制限)

險事故により全損した場合、満期保険の保険の目的たる漁船を満期前の普通損害保険事故により委付した場合又は満期保険の保険の目的たる漁船が満期前の普通損害保険事故により委付された場合には、組合の保険約款で定めるところにより、組合に対し、当該保険につき支払った積立保険料のうちの純保険料の額から、当該保険についての既経過の保険料期間の数に応じ漁船の価額の通常の低下率として普通損害保険の危険区分に係る船質の区分ごとに農林水産省令で定める割合を保険金額に乘じて得た額を差し引いて得た額に相当する金額を超えない額の払戻金を請求することができる。ただし、第百一条又は第百二条の規定により、組合が当該普通損害保険事故に係る損害を填補する責めを負わない場合については、この限りでない。

3

(略)

(保険関係の消滅)

第百十三条の十六の二 第百三十七条の四第一項の規定により中央会と組合との間に成立している満期保険に係る再保険関係が終了したときは、満期保険の保険関係は、消滅する。

2 前項の場合には、組合は、積立保険料のうちの純保険料及びまだ経過しない期間に対する付加保険料並びに損害保険料のうちまだ経過しない期間に対するものを払い戻さなければならない。

(漁船船主責任保険の引受けの制限)

第百十五条 組合は、漁船保険の申込人が併せてその申込みに係る漁船保険の保険の目的たる漁船につき漁船船主責任保険を申し込む場合又は当該組合との間に漁船保険の保険関係が成立している者（第百十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第百十一条の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその者から当該保険関係に関して有する権利義務を承継した者（被保険者としての権利義務のみを承継した者を除く。）を含む。）が当該漁船保険の保険の目的たる漁船につき漁船船主責任保険を申し込む場合でなければ、漁船船主責任保険の引受けをすることができない。

（保険関係に関する権利義務の承継）

第百十六条 漁船船主責任保険に係る漁船の譲受人は、併せて第百十一条第一項の規定により当該漁船を保険の目的とする漁船保険の保険関係に関する権利義務を承継する場合（被保険者としての権利義務のみを承継する場合を除く。）に限り、組合に通知して、譲渡人が当該漁船に係る漁船船主責任保険の保険関係に関して有する権利義務（第百三十九条第二項又は第百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務を除く。）を承継することができる。ただし、その漁船船主責任保険の保険関係に関する権利義務が被保険者としての権利義務のみである場合は、この限りでない。

2
（略）

第百十五条 組合は、普通保険の申込人が併せてその申込みに係る普通保険の保険の目的たる漁船につき漁船船主責任保険を申し込む場合又は当該組合との間に普通保険の保険関係が成立している者（第百十一条の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第百十一条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその者から当該保険関係に関して有する権利義務を承継した者（被保険者としての権利義務のみを承継した者を除く。）を含む。）が当該普通保険の保険の目的たる漁船につき漁船船主責任保険を申し込む場合でなければ、漁船船主責任保険の引受けをすることができない。

（保険関係に関する権利義務の承継）

第百十六条 漁船船主責任保険に係る漁船の譲受人は、併せて第百十一条の二第二項の規定により当該漁船を保険の目的とする普通保険の保険関係に関する権利義務を承継する場合（被保険者としての権利義務のみを承継する場合を除く。）に限り、組合に通知して、譲渡人が当該漁船に係る漁船船主責任保険の保険関係に関して有する権利義務（第百三十九条第二項又は第百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務を除く。）を承継することができる。ただし、その漁船船主責任保険の保険関係に関する権利義務が被保険者としての権利義務のみである場合は、この限りでない。

2
（略）

第一百七十七条 漁船船主責任保険に係る漁船の所有者又は使用者は、併せて第百十一条の二第一項の規定により当該漁船に係る漁船保険の保険関係に関する権利義務を承継する場合に限り、組合に通知して、所有者にあつては当該漁船の使用者たる組合員が当該漁船に係る漁船船主責任保険の保険関係に関して有する権利義務（第百三十九条第二項又は第百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務及び当該漁船の使用者たる組合員が被保険者として有する権利義務を除く。）を、使用者にあつては組合員が当該漁船に係る漁船船主責任保険の保険関係に関して有する権利義務（第百三十九条第二項又は第百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務及び当該漁船の所有者たる組合員が被保険者として有する権利義務を除く。）を承継することができる。

（漁船船主責任保険の純保険料率）

第百十八条の二 漁船船主責任保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、填補区分ごとと並びに基本部分及び特定特約部分ごとに定め、当該組合の漁船船主責任保険に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び再保険料の支出とが長期的に均衡を保つように定めなければならない。

2 漁船船主責任保険（第百二十八条に規定する特定填補区分を除く。以下この項及び次項において同じ。）の基本部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、填補区分ごとに、農林水産大臣が定める期間における各年の当該填補区分に応じた漁船船主責任保

第一百七十七条 漁船船主責任保険に係る漁船の所有者又は使用者は、併せて第百十一条の三第一項の規定により当該漁船に係る普通保険の保険関係に関する権利義務を承継する場合に限り、組合に通知して、所有者にあつては当該漁船の使用者たる組合員が当該漁船に係る漁船船主責任保険の保険関係に関して有する権利義務（第百三十九条第二項又は第百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務及び当該漁船の使用者たる組合員が被保険者として有する権利義務を除く。）を、使用者にあつては組合員が当該漁船に係る漁船船主責任保険の保険関係に関して有する権利義務（第百三十九条第二項又は第百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務及び当該漁船の所有者たる組合員が被保険者として有する権利義務を除く。）を承継することができる。

（新設）

險の基本部分に係る危険率を基礎として、農林水産大臣が危険区分（漁船のトン数その他の事項で漁船船主責任保険の基本部分に係る危険の程度に影響を及ぼす要因となるものに応じて、漁船につき農林水産大臣が定める危険の程度の区分をいう。）ごとに定める率（第百三十九条第二項において「漁船船主責任保険純保険料率」という。）としなければならない。

3 漁船船主責任保険の特定特約部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、填補区分ごとに、当該填補区分に応じた漁船船主責任保険の特定特約部分に係る危険率を基礎として農林水産大臣が定める率としなければならない。

4 漁船船主責任保険（第百二十八条に規定する特定填補区分に限る。以下この項において同じ。）の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、填補区分ごとに、当該填補区分に応じた漁船船主責任保険に係る危険率を基礎として定めなければならない。

（組合の填補責任）

第百十九条 組合は、漁船船主責任保険に係る漁船の所有者又は使用者が、その所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の運航に伴って生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害を填補する。ただし、特定事故については、特約がなければ、当該損害を填補する責めを負わない。

（組合の填補責任）

第百十九条 組合は、戦乱等によるものを除き、漁船船主責任保険に係る漁船の所有者又は使用者が、その所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の運航に伴って生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害を填補する。

2 (略)

(保険関係の消滅)

第二百二十条 漁船舶主責任保険の保険関係は、当該漁船舶主責任保険に係る漁船を保険の目的とする漁船保険の保険関係が消滅したときは、消滅する。ただし、当該漁船保険の保険関係の消滅が漁船の全損又は委付によるものであるときは、この限りでない。

2 (略)

(準用規定)

第二百二十一条 組合の漁船舶主責任保険については、第百十一条の三、第百十三条第三項及び第四項、第百十三条の五並びに第百十三条の七並びに保険法第八条、第二十二條、第二十五条及び第九十五条の規定を準用する。この場合において、第百十一条の三中「漁船保険の保険の目的たる漁船」とあるのは「漁船舶主責任保険に係る漁船の運航」と、第百十三条第三項中「その組合員」とあるのは「その組合員及びその組合員」と、「使用する漁船」とあるのは「使用する漁船（第五項に規定するものを除く。）」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第百二十一条において準用する前項」と、第百十三条の五第一項ただし書中「次条第一項ただし書」とあるのは「第百十九条第一項ただし書」と、第百十三条の七中「普通損害保険の保険の目的たる漁船」とあるのは「漁船舶主責任保険に係る漁船の運航」と、同法第九十五条第二項中「保険料を請求する権利」

2 (略)

(保険関係の消滅)

第二百二十条 漁船舶主責任保険の保険関係は、当該漁船舶主責任保険に係る漁船を保険の目的とする普通保険の保険関係が消滅したときは、消滅する。ただし、当該普通保険の保険関係の消滅が漁船の全損又は委付によるものであるときは、この限りでない。

2 (略)

(準用規定)

第二百二十一条 組合の漁船舶主責任保険については、第百十一条、第百十一条の四、第百十三条第三項及び第四項、第百十三条の四、第百十三条の五、第百十三条の七並びに第百十三条の七の二並びに保険法第八条、第二十二條、第二十五条及び第九十五条の規定を準用する。この場合において、第百十一条中「普通保険再保険事業」とあるのは「漁船舶主責任保険再保険事業」と、第百十一条の四中「漁船保険の保険の目的たる漁船」とあるのは「漁船舶主責任保険に係る漁船の運航」と、第百十三条第三項中「その組合員」とあるのは「その組合員及びその組合員」と、「漁船」とあるのは「漁船（同条第五項に規定するものを除く。）」と、「普通保険」とあるのは「漁船舶主責任保険」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第百二十一条において準用する前項」と、第百十三条の四中「次の各号」とあるのは「填補区分ごとに、次の各号」と、同条第一号中

とあるのは「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

(純保険料率)

第二百二十四条 漁船乗組船主保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、基本部分及び特定特約部分ごとに漁船乗組船主保険に係る危険率を基礎として定め、当該組合の漁船乗組船主保険に係る純保険料の収入と保険金の支出とが長期的に均衡を保つように定めなければならない。

「普通損害保険」とあるのは「漁船船主責任保険」と、「の保険の目的たる」とあるのは「に係る」と、同条第二号中「普通損害保険」とあるのは「漁船船主責任保険」と、「(満期保険の満期前の普通損害保険事故により保険金を支払う保険の部分を含む。以下この号及び第三百三十八条の五第一項各号において同じ。)」に係る危険率」とあるのは「に係る危険率」と、同条第三号中「普通損害保険」とあるのは「漁船船主責任保険」と、「第三百三十八条の五の規定により定まる当該組合の普通損害保険の」とあるのは「第三百三十八条の五第四項の規定により定まる」と、第三百三十八条の五中「普通損害保険にあつては一年とし、特殊保険にあつては四月」とあるのは「一年」と、第三百三十八条の七中「普通損害保険又は特殊保険の保険の目的たる漁船」とあるのは「漁船船主責任保険に係る漁船の運航」と、第三百三十八条の七の二第二項中「普通損害保険」とあるのは「漁船船主責任保険」と、同法第九十五条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

(純保険料率)

第二百二十四条 漁船乗組船主保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、漁船乗組船主保険に係る危険率を基礎とし、当該組合の漁船乗組船主保険に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び純再保険料の支出とが長期的に均衡を保つように定めなければならない。

(組合の保険金支払義務)

第二百五条 組合は、漁船乗組船主保険に係る漁船の所有者又は使用者であつて、その所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴つて死亡その他の第三条第六項の農林水産省令で定める事故が生じた場合に一定の金額を支払う。ただし、特定事故については、特約がなければ、これにより一定の金額を支払う責めを負わない。

2 (略)

(準用規定)

第二百二十六条 組合の漁船乗組船主保険については、第一百三十三条第三項及び第四項、第一百三十五条の五、第一百三十五条の七並びに第二百二十条(第一項ただし書を除く。)並びに保険法第九十五条の規定を準用する。この場合において、第一百三十三条第三項中「その組合員」とあるのは「その組合員及びその組合員」と、「使用する漁船」とあるのは「使用する漁船(第五項に規定するものを除く。)」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第二百二十六条において準用する前項」と、第一百三十五条の五第一項ただし書中「次条第一項ただし書」とあるのは「第二百二十五条第一項ただし書」と、第一百三十五条の七中「普通損害保険の保険の目的たる漁船」とあるのは「漁船乗組船主保険に係る漁船の運航」と、第二百二十条第一項中「を保険の目的とする漁船保険」とあるのは「に係る漁船船主責任保険」と、同法第

(組合の保険金支払義務)

第二百五条 組合は、戦乱等によるものを除き、漁船乗組船主保険に係る漁船の所有者又は使用者であつて、その所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴つて死亡その他の第三条第六項の農林水産省令で定める事故が生じた場合に一定の金額を支払う。

2 (略)

(準用規定)

第二百二十六条 組合の漁船乗組船主保険については、第一百一十一条、第一百三十三条第三項及び第四項、第一百三十五条の五、第一百三十五条の七、第一百三十五条の七の二並びに第二百二十条(第一項ただし書を除く。)並びに保険法第九十五条の規定を準用する。この場合において、第一百一十一条中「普通保険再保険事業」とあるのは「漁船乗組船主保険再保険事業」と、第一百三十三条第三項中「その組合員」とあるのは「その組合員及びその組合員」と、「漁船」とあるのは「漁船(同条第五項に規定するものを除く。)」と、「普通保険」とあるのは「漁船乗組船主保険」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第二百二十六条において準用する前項」と、第一百三十五条の五中「普通損害保険にあつては一年とし、特殊保険にあつては四月」とあるのは「一年」と、第一百三十五条の七中「普通損害保険又は特殊保険の保険の目

九十五条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

第五節 漁船積荷保険

第二百二十六条の二 (略)

(漁船積荷保険の純保険料率)

第二百二十六条の三 漁船積荷保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、基本部分及び特定特約部分ごとに定め、当該組合の漁船積荷保険に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び再保険料の支出とが長期的に均衡を保つように定めなければならない。

2 漁船積荷保険の基本部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、農林水産大臣が定める期間における各年の漁船積荷保険の基本部分に係る危険率を基礎として、農林水産大臣が危険区分（漁船のトン数その他の事項で漁船積荷保険の基本部分に係る危険の程度に影響を及ぼす要因となるものに応じて、漁船積荷につき農林水産大臣が定める危険の程度の区分をいう。）ごとに定める率（第

的たる漁船」とあるのは「漁船乗組船主保険に係る漁船の運航」と、第百十三条の七の二第二項中「普通損害保険」とあるのは「漁船乗組船主保険」と、第百二十条第一項中「漁船船主責任保険に係る漁船を保険の目的とする普通保険」とあるのは「漁船乗組船主保険に係る漁船に係る漁船船主責任保険」と、同法第九十五条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

第五節 漁船積荷保険

第二百二十六条の二 (略)

(新設)

百三十九条第三項において「漁船積荷保険純保険料率」という。）としなければならない。

3 漁船積荷保険の特定特約部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、当該特定特約部分に係る危険率を基礎として農林水産大臣が定める率としなければならない。

（組合の填補責任）

第二百二十六条の四 組合は、漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷につき、事故によつて生じた損害を填補する。ただし、特定事故については、特約がなければ、これによつて生じた損害を填補する責めを負わない。

2
（略）

（保険関係の消滅）

第二百二十六条の五 漁船積荷保険の保険関係は、当該漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷を積載した漁船を保険の目的とする漁船保険の保険関係が消滅したときは、消滅する。ただし、当該漁船保険の保険関係の当事者たる組合及び組合員の間に当該漁船につき当該漁船保険の保険期間の終了日の翌日を保険期間の開始日とする漁船保険の保険関係が成立したときは、この限りでない。

2
（略）

第二百二十六条の六 （略）

（組合の填補責任）

第二百二十六条の三 組合は、漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷につき、漁船積荷保険事故によつて生じた損害を填補する。

2
（略）

（保険関係の消滅）

第二百二十六条の四 漁船積荷保険の保険関係は、当該漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷を積載した漁船を保険の目的とする普通保険の保険関係が消滅したときは、消滅する。ただし、当該普通保険の保険関係の当事者たる組合及び組合員の間に当該漁船につき当該普通保険の保険期間の終了日の翌日を保険期間の開始日とする普通保険の保険関係が成立したときは、この限りでない。

2
（略）

第二百二十六条の五 （略）

(準用規定)

第二百二十六条の七 組合の漁船積荷保険については、第一百一十一条の三、第一百三十三条第三項及び第四項、第一百三十五条の五、第一百三十五条の七、第一百五十五条、第一百六十六条並びに第一百七十七条、商法第八百三十四条第一項、第八百三十六条第一項及び第二項、第八百三十七条第一項及び第二項並びに第八百三十八条から第八百四十一条まで並びに保険法第八条、第十五条、第二十四条、第二十五条及び第九十五条の規定を準用する。この場合において、第一百一十一条の三中「漁船保険」の保険の目的たる漁船」とあるのは「漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷」と、第一百三十三条第三項中「その組合員」とあるのは「その組合員及びその組合員」と、「使用する漁船」とあるのは「使用する漁船」(第五項に規定するものを除く。)に積載した漁船積荷」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第二百二十六条の七において準用する前項」と、第一百三十五条の五第一項ただし書中「次条第一項ただし書」とあるのは「第二百二十六条の四第一項ただし書」と、第一百三十五条の七中「目的たる漁船」とあるのは「目的たる漁船積荷」と、第一百五十五条中「目的たる漁船」とあるのは「目的たる漁船に積載した漁船積荷」と、商法第八百三十四条第一項中「六ヶ月間」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間」と、同法第八百三十六条第一項中「三ヶ月内」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間内」と、同条第二項中「第八百三十三条第一号、第三号及び第四号」とあるのは「漁船損害等補償法第二百二十六条の六第一項第

(準用規定)

第二百二十六条の六 組合の漁船積荷保険については、第一百一十一条、第一百一十一条の四、第一百三十三条第三項及び第四項、第一百三十五条の四、第一百三十五条の五、第一百三十五条の七、第一百三十五条の二、第一百五十五条、第一百六十六条並びに第一百七十七条、商法第八百三十四条第一項、第八百三十六条第一項及び第二項、第八百三十七条第一項及び第二項並びに第八百三十八条から第八百四十一条まで並びに保険法第八条、第十五条、第二十四条、第二十五条及び第九十五条の規定を準用する。この場合において、第一百一十一条中「普通保険再保険事業」とあるのは「漁船積荷保険再保険事業」と、第一百三十三条第三項中「その組合員」とあるのは「その組合員及びその組合員」と、「漁船」とあるのは「漁船」(第五項に規定するものを除く。)に積載した漁船積荷」と、「普通保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第二百二十六条の六において準用する前項」と、第一百三十五条の四第一号中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、「目的たる漁船」とあるのは「目的たる漁船積荷」と、「漁船につき」とあるのは「漁船積荷につき」と、同条第二号中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、「(満期保険の満期前の普通損害保険事故により保険金を支払う保険の部分を含む。以下この号及び第八百三十八条の五第一項各号において同じ。)」に係る危険率」とあるのは「(に係る危険率)」と、同条第三号中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、「定まる当該組合

一号及び第三号」と、保険法第九十五条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

の」とあるのは「定まる」と、第百十三条の五中「普通損害保険にあつては一年とし、特殊保険にあつては四月」とあるのは「一年」と、第百十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、第百十五条中「漁船」とあるのは「漁船に積載した漁船積荷」と、「漁船船主責任保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、商法第八百三十四条第一項中「六ヶ月間」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間」と、同法第八百三十六条第一項中「三ヶ月内」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間内」と、同条第二項中「第八百三十三条第一号、第三号及び第四号」とあるのは「漁船損害等補償法第二百二十六条の五第一項第一号及び第三号」と、保険法第九十五条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

第四章 漁船保険中央会及びその普通保険再保険事業等

第一節 漁船保険中央会

(設立の目的)

第百二十七条 組合は、漁船保険事業等の健全な発達を図るとともに普通保険再保険事業等を行うことを目的として、漁船保険中央会を設立することができる。

(削る。)	(中央会の数) 第百二十八条 漁船保険中央会（以下「中央会」という。）は、全国を通じて一箇とする。
(削る。)	(設立) 第百二十九条 中央会を設立するには、五以上の組合が発起人とならなければならない。
(削る。)	(定款に記載すべき事項) 第百三十条 中央会の定款には、第二十一条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十二号までの事項並びに経費の賦課に関する事項を記載しなければならない。
(削る。)	(会員たる資格) 第百三十一条 中央会の会員たる資格を有する者は、組合とする。 2 会員たる資格を有する者が中央会に加入をしようとするときは、中央会は、正当な事由がないのにその加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。
(削る。)	(事業) 第百三十二条 中央会は、定款の定めるところにより、次の事業を行うものとする。

(削る。)

- 一 漁船保険等の保険料率の算出
- 二 漁船保険等に係る事故及び損害の発生予防及び防止に関する事項の調査、指導及び助成
- 三 会員たる組合の委託によつてする漁船保険等の引受のための漁船の調査並びに当該保険に係る事故及び損害の調査
- 四 漁船保険等の普及宣伝
- 五 会員たる組合の職員の指導及び福利厚生
- 六 その他漁船保険事業等の健全な発達を図るための調査、指導及び助成
- 七 普通保険再保険事業
- 八 漁船船主責任保険再保険事業
- 九 漁船乗組船主保険再保険事業
- 十 漁船積荷保険再保険事業
- 十一 前各号の事業に附帯する事業

(保険料率)

第百三十三条 中央会は、定款の定めるところにより、会員たる組合に対して漁船保険等の保険料率の計算につき必要な資料の提出を求めることができる。

2 中央会が算出する漁船保険等の保険料率は、組合の漁船保険事業等の健全な発達を図るための合理的かつ妥当なものでなければならず、又不当に差別的なものであつてはならず、かつ、会員たる組合を拘束するものであつてはならない。

(削る。)

3 会員たる組合は、その漁船保険等の保険料率についての保険約款の変更につき農林水産大臣の認可を受けようとする場合においては、単独に、直接に、かつ、自己のためにこれをしなければならない。

4 中央会は、漁船保険等の保険料率を算出したときは、その主たる事務所に、算出した保険料率表及びその表の算出の基礎となつた資料を備えて置かなければならない。

5 会員たる組合は、中央会に対して前項の表及び資料の閲覧を求め、又はその表の写の交付を求めることができる。

(再保険約款の認可)

第百三十三条の二 中央会は、普通保険再保険事業等について、次の事項を記載した再保険約款を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

- 一 普通保険再保険事業等の細目に関する事項
 - 二 再保険金額に関する事項
 - 三 再保険料に関する事項
 - 四 再保険責任に関する事項
 - 五 普通保険再保険事業等の実施の方法に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項
- 2 前項の再保険約款は、同項の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(認可の基準)

第百三十三条の三 農林水産大臣は、再保険約款の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の認可をしてはならない。

- 一 法令又は法令に基づく行政庁の処分に違反するとき。
- 二 不当に差別的であるとき。
- 三 組合に過重な負担を課するものであるとき。
- 四 普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業の健全かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがあるとき。

(再保険約款の変更の認可)

第百三十三条の四 中央会は、第百三十三条の二第一項の再保険約款の変更をしようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の変更については、第百三十三条の二第二項及び前条の規定を準用する。

(建議等)

第百三十四条 中央会は、漁船損害等補償に関する重要事項につき、農林水産大臣の諮問に応じて答申する。

2 中央会は、漁船損害等補償に関する重要事項について、関係行政庁に建議することができる。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(経費の賦課)

第百三十五条 中央会は、定款の定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

(役員の数及び選挙等)

第百三十六条 中央会に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、十人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙し、又は選任する。但し、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

4 役員の選挙は、無記名投票によつて行う。

5 投票は、一人につき一票とする。

6 中央会の理事の定数の少くとも五分の三は、会員たる組合の役員又は参事でなければならない。但し、設立当時の理事の定数の少くとも五分の三は、設立の同意を申し出た組合の役員又は参事でなければならない。

(総会の議決事項)

第百三十七条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 普通保険再保険事業等の再保険約款の設定又は変更

三 毎事業年度の事業計画の設定又は変更

四 経費の賦課及び徴収の方法

(削る。)

五 毎事業年度内における借入金の最高限度

六 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書

(漁船保険振興勘定)

第百三十七条の二 中央会は、漁船損害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第四十六号)附則第五項及び漁船損害補償法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第五十五号)附則第三項の規定により交付を受けた交付金(当該交付金の運用によつて生じた利子等の運用利益金その他当該交付金の運用又は使用に伴い生ずる収入を含む。以下「交付金等」という。)に係る経理については、特別の勘定(以下「漁船保険振興勘定」という。)を設け、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

一 交付金等に係る収入

二 交付金等に係る支出

三 交付金等に係る財産の状況

2 中央会は、毎事業年度、農林水産省令の定めるところにより、漁船保険振興勘定の収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 中央会は、毎事業年度、農林水産省令の定めるところにより、漁船保険振興勘定の収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三箇月以内に農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(再保険事業に係る特別の勘定)

第百三十七条の三 中央会は、普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業に係る経理については、他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(解散の効果)

第百三十七条の四 中央会が解散したときは、組合との間に成立している普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険に係る再保険関係は、すべて、終了する。

2 前項の場合には、中央会は、普通損害保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険にあつては、まだ経過しない期間に対する再保険料を、満期保険にあつては、積立保険料のうちの純再保険料及びまだ経過しない期間に対する付加再保険料並びに損害保険料に係る再保険料のうちまだ経過しない期間に対するものを払い戻さなければならない。

(残余財産の処分)

第百三十七条の五 中央会が解散した場合において、清算人は、中央会の普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業に係るそれぞれの特別の勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、それぞれ、政令で定めるところにより、一定年間における組合の

(削る。)

(削る。)

(削る。)

普通保険再保険事業、漁船舶主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業の利用分量に応じて、組合にこれを分配しなければならない。

(組合の先取特権)

第百三十七条の六 中央会から第百三十八条の六の規定による再保険料の払戻し若しくは払戻金の支払又は再保険金の支払を受けるべき権利を有する組合は、同条の規定により払戻しを受けることができる再保険料の額若しくは支払を受けることができる払戻金の額又は第百三十八条の七の規定による再保険金の額につき、中央会の財産について他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順序は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(事業報告書等の提出)

第百三十七条の七 中央会は、毎事業年度、農林水産省令の定めるところにより、事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、当該事業年度の終了後三箇月以内に、農林水産大臣に提出しなければならない。

(常例検査)

第百三十七条の八 農林水産大臣は、中央会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

(削る。)

(削る。)

(業務又は会計状況の検査)

第百三十七条の九 組合が総組合の十分の一以上の同意を得て、中央会の普通保険再保険事業、漁船舶主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は再保険約款に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、農林水産大臣は、中央会のその請求に係る事業の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(準用規定)

第百三十八条 中央会の人格等に関する事項については、第五条、第六条、第八条から第十条まで及び第十二条の規定を準用する。

2 中央会の設立に関する事項については、第十四条から第二十条まで及び第二十一条第二項の規定を準用する。この場合において、第十五条第一項中「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、「定款等作成委員」とあるのは「定款作成委員」と、「定款作成の基本となるべき事項及び保険料率その他保険約款作成の基本となるべき事項」とあるのは「定款作成の基本となるべき事項」と、同条第二項中「定款等作成委員」とあるのは「定款作成委員」と、「五人以上」とあるのは「五組合以上」と、第十六条第一項及び第三項中「定款等作成委員」とあるのは「定款作成委員」と、「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、同条第四項中「定款及び保険約款」

とあるのは「定款」と、同条第六項及び第七項の規定で準用する第二十九条第三項中「議決権」とあるのは「議決権又は選挙権」と、第十七条第一項中「定款、保険約款」とあるのは「定款」と、第十八条第一項中「次の各号」とあるのは「第一号及び第二号」と、「定款、保険約款」とあるのは「定款」と読み替えるものとする。

3 中央会の会員に関する事項については、第二十四条第一項及び第二項第三号から第五号まで、第二十六条、第二十七条第二項並びに第二十八条から第二十九条の二までの規定を準用する。この場合において、第二十四条第二項第三号中「死亡又は解散」とあるのは「解散」と、第二十七条第二項中「追徴金の支払及び保険金の削減」とあるのは「賦課金の支払」と読み替えるものとする。

4 中央会の管理に関する事項については、第三十条の二から第四十一条まで、第四十三条、第四十四条、第四十四条の三、第四十四条の四及び第四十九条の規定を準用する。この場合において、第三十条第一項中「損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案」とあるのは、「及び損益計算書」と読み替えるものとする。

5 中央会の解散及び清算に関する事項については、第五十条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号、同条第二項及び第三項並びに第五十七条の二から第六十二条の五までの規定を準用する。この場合において、第五十八条中「合併及び破産手続開始の決定」とあるのは、「破産手続開始の決定」と読み替えるものとする。

6 中央会の登記に関する事項については、第六十三条から第六十六条まで、第六十九条、第七十条、第七十一条（第一項第二号を除く

。）、第七十二条、第七十三条（ただし書を除く。）、第七十四条から第七十六条まで、第七十九条から第八十一条まで及び第八十三条の規定を準用する。この場合において、第六十九条中「第三号又は第四号」とあるのは「第四号」と、第七十四条中「漁船保険組合登記簿」とあるのは「漁船保険中央会登記簿」と読み替えるものとする。

7 中央会の監督に関する事項については、第八十四条から第八十七条まで（第八十六条第一項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第八十五条第一項中「会計」とあるのは「会計（普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業に係るものを除く。）」と、「定款若しくは保険約款」とあるのは「定款」と、第八十六条第二項中「第八十四条」とあるのは「第八十三条第七項において準用する第八十四条」と、「前条」とあるのは「同項において準用する前条若しくは第八十三条の八若しくは第八十三条の九」と読み替えるものとする。

第二節 普通保険再保険事業等

（再保険者）

第一百三十八条の二 中央会は、組合が普通保険事業、漁船船主責任保険事業、漁船乗組船主保険事業及び漁船積荷保険事業によつて被保険者及び一定の金額の支払を受けるべき者に対して負う保険責任の

（削る。）

（削る。）

一部を再保険するものとする。

(再保険関係の当然成立)

第百三十八条の三 組合とその組合員との間に普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険の保険関係が成立したときは、これによつて中央会と当該組合との間に当該保険に係る再保険関係が成立するものとする。

(再保険金額)

第百三十八条の四 中央会と組合との間に成立する再保険関係に係る再保険金額（以下「中央会の再保険金額」という。）は、次のとおりとする。

- 一 普通損害保険に係るものにあつては、保険金額に政令の定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額
- 二 満期保険に係るものにあつては、満期による支払に係るものについては、保険金額に農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額とし、満期前の普通損害保険事故による支払に係るものについては、保険金額に政令の定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額
- 三 漁船船主責任保険に係るものにあつては、てん補区分ごとに、当該てん補区分に係る保険金額に政令の定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額
- 四 漁船乗組船主保険に係るものにあつては、保険金額に政令の定

(削る。)

(削る。)

(削る。)

めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額
五 漁船積荷保険に係るものにあつては、保険金額に政令の定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額

(純再保険料率)

第百三十八条の五 普通損害保険に係る純再保険料率は、普通損害保険の危険区分及び組合ごとに、第二号の率と当該普通損害保険の危険区分の属する普通損害保険のトン数区分に係る当該組合の第一号の率とを合計して得た率とする。

一 政令で定める一定年間における各年の組合ごと及び普通損害保険のトン数区分ごとの普通損害保険に係る危険率の一部で、台風その他の異常な天然現象に係る部分の率(次号において「天災危険率」という。)のうち、農林水産大臣が普通損害保険のトン数区分ごとに定める標準危険率を超えるもののその超える部分の率(次号において「異常危険率」という。)を基礎として、農林水産大臣が組合ごと及び普通損害保険のトン数区分ごとに定める一定率

二 前号の政令で定める一定年間における各年のすべての組合の普通損害保険のトン数区分ごとの普通損害保険に係る危険率(その各危険率のうちの天災危険率中に同号の標準危険率を超えるものがあるときは、当該危険率については、その率から当該危険率に係る異常危険率を控除した率とする。)を基礎として算定される普通損害保険のトン数区分ごとの全組合平均の通常危険率を基

準とし、農林水産大臣が、これに普通損害保険のトン数区分間の調整を施し、これを基礎として普通損害保険の危険区分ごとに定める一定率

2| 満期保険に係る純再保険料率のうち満期前の普通損害保険事故による支払に係る部分の率は、当該満期保険の各保険料期間が始まる日において適用されている当該組合の普通損害保険に係る純再保険料率に、普通損害保険のトン数区分その他第百十三条の十一第二項の農林水産大臣が定める区分ごとに保険期間の期間に応じて農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率とする。

3| 満期保険に係る純再保険料率のうち満期による支払に係る部分の率は、組合の保険約款で定められた満期保険の保険料率のうち、満期による支払に係る部分の純保険料に対応する部分の率と同率とする。

4| 漁船舶主責任保険に係る純再保険料率は、てん補区分ごとに、政令で定める一定年間における各年のすべての組合の漁船舶主責任保険の危険区分（第百二十一条の規定により読み替えられた同条において準用する第百十三条の四に規定する漁船舶主責任保険の危険区分をいう。以下同じ）に係るトン数区分（以下「漁船舶主責任保険のトン数区分」という。）ごとの漁船舶主責任保険に係る危険率を基礎として算定される漁船舶主責任保険のトン数区分ごとの全組合平均の危険率を基準とし、農林水産大臣が、これに漁船舶主責任保険のトン数区分間の調整を施し、これを基礎として漁船舶主責任保険の危険区分ごとに定める一定率とする。

(削る。)

(削る。)

5 漁船乗組船主保険に係る純再保険料率は、組合の保険約款で定められた漁船乗組船主保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率と同率とする。

6 漁船積荷保険に係る純再保険料率は、中央会の再保険責任に係る危険に対応するものとして農林水産大臣の定めるところにより算定される率とする。

(再保険料の払戻し等)

第百三十八条の六 組合は、第五十一条第二項、第九十六条、第百十三條の七(第百十三條の十六第三項、第百二十一条、第百二十六條及び第百二十六條の六において準用する場合を含む。)、第百十三條の七の二第二項(第百二十一条、第百二十六條及び第百二十六條の六において準用する場合を含む。)、第百十三條の十六第一項若しくは第二項、第百十三條の十六の二第二項又は第百二十條第二項(第百二十六條及び第百二十六條の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により組合員に保険料の払戻し又は払戻金の支払をすべきときは、中央会に対し、政令の定めるところにより、再保険料の払戻し又は払戻金の支払を請求することができる。

(再保険金)

第百三十八条の七 中央会が支払うべき再保険金の金額は、次のとおりとする。

一 普通損害保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険に係るもの

(削る。)

(削る。)

にあつては、組合が支払うべき保険金の金額に再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額

二 満期保険に係るものにあつては、組合が支払うべき保険金の金額に満期による支払に係るもの又は満期前の普通損害保険事故による支払に係るものの区分により、それぞれ再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額

三 漁船舶主責任保険に係るものにあつては、てん補区分ごとに、組合が支払うべき当該てん補区分に係る保険金の金額に再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額

(組合の通知義務)

第百三十八条の八 組合は、普通保険、漁船舶主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険の保険関係が成立したときは、再保険約款の定めるところにより、当該保険関係に関する事項を中央会に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたとき、又は当該保険関係が消滅したときも、同様とする。

第百三十八条の九 組合は、普通保険、漁船舶主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険に係る事故が発生したと認めるときは、遅滞なく、再保険約款の定めるところにより、その旨を中央会に通知しなければならない。

(再保険の免責)

(削る。)

(削る。)

第百三十八条の十 次の場合には、中央会は、再保険約款の定めるところにより、支払うべき再保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

- 一 組合が法令又は保険約款に違反して保険金を支払ったとき。
- 二 組合が保険金の額を不当に認定して支払ったとき。
- 三 組合が不正の目的をもつて前二条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

(委付等による中央会の取得権利)

第百三十八条の十の二 組合は、再保険約款の定めるところにより、委付によつて取得した一切の権利(特殊保険に係るものを除く。)の行使又は処分に関する事項を定めて中央会の承認を受けなければならない。

2 中央会が前項の承認をしたときは、中央会は、組合に対して再保険金額の全部につき再保険金を支払うものとする。

3 前項の規定により再保険金の支払を受けた組合は、委付によつて取得した一切の権利を行使し又は処分して得た金額からその行使又は処分に要した費用を控除した残額に、再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額を、遅滞なく、中央会に還付しなければならない。

4 第百十一条の六及び第百二十六条の六において準用する保険法第二十四条若しくは第二十五条第一項の規定又は第百二十一条において準用する同法第二十五条第一項の規定によつて組合が権利(特殊

(削る。)

第四章 政府の漁船保険再保険事業等

(再保険者)

第二百二十七条 政府は、組合が漁船保険事業、漁船船主責任保険事業及び漁船積荷保険事業によつて被保険者に対して負う保険責任の一部を再保険するものとする。

(再保険関係の当然成立)

第二百二十八条 (削る。)

保険に係るものを除く。)を取得した場合については、前三項の規定を準用する。

(準用規定)

第三百三十八条の十一 中央会の再保険については、第百六条及び第百七条並びに保険法第十一条及び第九十五条(危険の減少等)の規定を準用する。この場合において、第百六条中「漁船保険等」とあるのは、「普通保険に係る再保険、漁船船主責任保険に係る再保険、漁船乗組船主保険に係る再保険及び漁船積荷保険に係る再保険」と読み替えるものとする。

第五章 政府の特殊保険再保険事業等

(再保険者)

第三百三十八条の十二 政府は、組合が特殊保険事業によつて被保険者に対して負う保険責任並びに中央会が普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業によつて組合に対して負う再保険責任の一部を再保険するものとする。

(再保険関係の当然成立)

第三百三十八条の十三 組合とその組合員との間に特殊保険の保険関係が成立したときは、これによつて政府と当該組合との間に特殊保険に係る再保険関係が成立するものとする。

組合とその組合員との間に漁船保険（満期保険の満期による支払に係る部分を除く。以下この章において同じ。）、漁船船主責任保険（特定填補区分（支払われる保険金の金額が比較的少ないと見込まれる填補区分として政令で定めるものをいう。）を除く。第百三十四条第二項を除き、以下この章及び次章において同じ。）又は漁船積荷保険の保険関係が成立したときは、これによつて、これらの保険ごと（漁船船主責任保険にあつては、填補区分ごと。以下この章において同じ。）に、政府と当該組合との間に、その保険責任の開始日が同一の会計年度に属する漁船保険、漁船船主責任保険又は漁船積荷保険の保険関係（以下「同一年度保険関係」という。）に係る保険責任を一体として、これにつき漁船保険事業、漁船船主責任保険事業又は漁船積荷保険事業に係る再保険関係が成立するものとする。

（再保険金額）

第百二十九条 （削る。）

漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険に係る再保険金額は、これらの保険ごとに、同一年度保険関係に係る組合の保険金額の合計額のうち、政令で定めるところにより組合の保険責任に係る危険の態様を勘案して農林水産大臣が定める方法により算定される金額（以下「組合責任保険金額」という。）を超える部分の金額に

2 中央会と組合との間に普通保険（満期保険の満期による支払に係る部分を除く。以下この項において同じ。）、漁船船主責任保険（政令で定める填補区分を除く。以下この項において同じ。）又は漁船積荷保険に係る再保険関係が成立したときは、これによつて、これらの保険（これらのうち、漁船船主責任保険にあつては、填補区分）ごとに、政府と中央会との間に、その保険責任の開始日が同一の会計年度に属する普通保険、漁船船主責任保険又は漁船積荷保険に係る再保険関係（以下「同一年度再保険関係」という。）に係る再保険責任を一体として、これにつき普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業に係る再保険関係が成立するものとする。

（再保険金額）

第百三十八条の十四 特殊保険に係る再保険金額は、保険金額に政令で定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額とする。

2 普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険金額は、これらの再保険事業に係る保険（これらのうち、漁船船主責任保険にあつては、填補区分）ごとに、同一年度再保険関係に係る中央会の再保険金額の合計額のうち、政令で定めるところにより中央会の再保険責任に係る危険の態様

政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

(再保険料率)

第三百三十条 (削る。)

漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険に係る再保険料率は、これらの保険ごとに、政府の再保険責任に係る危険に対応するものとして農林水産大臣が定めるところにより算定される率とする。

(再保険料の払戻し)

第三百三十一条 組合は、第五十一条第二項、第九十五条、第三百三条の七(第三百三条の十六第三項、第二百一十一条及び第二百二十六条の七において準用する場合を含む。)、又は第二百二十条第二項(第二百二十六条の五第二項において準用する場合を含む。)、の規定により組合員に漁船保険、漁船船主責任保険又は漁船積荷保険の保険料の払戻しをすべきときは、政府に対し、政令で定めるところにより、再保険料の払戻しを請求することができる。

(削る。)

を勘案して農林水産大臣が定める方法により算定される金額(以下「中央会責任総再保険金額」という。))を超える部分の金額とする。

(再保険料率)

第三百三十八条の十五 特殊保険に係る再保険料率は、組合の保険約款で定められた特殊保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率と同率とする。

2 普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷

保険再保険事業に係る再保険料率は、これらの再保険事業に係る保険(これらのうち、漁船船主責任保険にあつては、填補区分)ごとに、政府の再保険責任に係る危険に対応するものとして農林水産大臣が定めるところにより算定される率とする。

(再保険料の払戻し)

第三百三十八条の十六 組合は、第五十一条第二項、第九十六条、第三百三条の七の規定により組合員に特殊保険の保険料の払戻しをすべきときは、政府に対し、政令で定めるところにより、再保険料の払戻しを請求することができる。

2 中央会は、第三百三十八条の六の規定により再保険料の払戻しをし

(再保険料の延滞金)

第百三十二条 政府は、組合が再保険料を納期日までに納付しなかつたときは、その組合から、その未納付に係る金額につき、納期日の翌日から納付の日の前日までの日数に応じ、政令で定める割合をもつて計算した金額の延滞金を徴収することができる。

(再保険金)

第百三十三条 漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険に係る政府が支払うべき再保険金の金額は、組合におけるこれらの保険ごと、組合が同一年度保険関係につき支払うべき保険金の合計額のうち、当該同一年度保険関係に係る組合責任保険金額を超える部分の金額に相当する金額に第百二十九条の政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

(削る。)

なければならないときは、政令で定めるところにより、政府に対し、再保険料の払戻しを請求することができる。

(再保険料の延滞金)

第百三十八条の十七 政府は、組合又は中央会が再保険料を納期日までに納付しなかつたときは、その組合又は中央会から、その未納付に係る金額につき、納期日の翌日から納付の日の前日までの日数に応じ、政令で定める割合をもつて計算した金額の延滞金を徴収することができる。

(新設)

(再保険金)

第百三十八条の十八 政府が支払うべき再保険金の金額は、次のとおりとする。

- 一 特殊保険に係るものにあつては、組合が支払うべき保険金の金額に再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額

(組合の通知義務)

第百三十四条 組合は、漁船保険、漁船船主責任保険又は漁船積荷保険の保険関係が成立したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該保険関係に関する事項を農林水産大臣に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたとき、又は当該保険関係が消滅したときも、同様とする。

2 組合は、漁船保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険に係る特定事故が発生したと認めるときは、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に通知しなければならない。

3 組合は、農林水産省令で定めるところにより、漁船保険再保険事業等の適正かつ円滑な運営を確保するため必要と認められる事項を農林水産大臣に通知しなければならない。

二 普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業に係るものにあつては、これらの再保険事業に係る保険（これらのうち、漁船船主責任保険にあつては、てん補区分）ごとに、中央会が同一年度再保険関係につき支払うべき再保険金の合計額のうち、当該同一年度再保険関係に係る中央会責任総再保険金額を超える部分の金額に相当する金額

(組合等の通知義務)

第百三十八条の十九 組合又は中央会は、特殊保険の保険関係又は普通保険、漁船船主責任保険若しくは漁船積荷保険に係る再保険関係が成立したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該保険関係又は再保険関係に関する事項を農林水産大臣に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたとき、又は当該保険関係若しくは再保険関係が消滅したときも、同様とする。

2 組合は、特殊保険に係る事故が発生したと認めるときは、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に通知しなければならない。

3 中央会は、農林水産省令で定めるところにより、普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業に係る政府が行う再保険事業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要と認められる事項を農林水産大臣に通知しなければならない。

(再保険の免責)

第百三十五条 政府は、次に掲げる場合には、農林水産省令で定めるところにより、支払うべき再保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

- 一 組合が法令又は保険約款に違反して保険金を支払ったとき。
- 二 組合が保険金の額を不当に認定して支払ったとき。
- 三 組合が前条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

(削る。)

(新設)

(委付等による政府の取得権利)

第百三十八条の二十 組合は、農林水産省令の定めるところにより、委付によつて取得した一切の権利(特殊保険に係るものに限る。)の行使又は処分に関する事項を定めて農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。

2 農林水産大臣が前項の承認をしたときは、政府は、組合に対して再保険金額の全部につき再保険金を支払うものとする。

3 前項の規定により再保険金の支払を受けた組合は、委付によつて取得した一切の権利を行使し又は処分して得た金額からその行使又は処分に要した費用を控除した残額に、再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額を、遅滞なく、政府に還付しなければならない。

4 第百十一条の六において準用する保険法第二十四条又は第二十五条第一項の規定によつて組合が権利(特殊保険に係るものに限る。)

）を取得した場合については、前三項の規定を準用する。

（納付金）

第三百三十六條 再保険金の支払を受けた組合は、漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険のそれぞれの保険ごとに、支払を受けた再保険金に係る同一年度保険関係につき委付により取得した一切の権利及び第三百十一條の五において準用する保険法第二十四條又は第二十五條第一項の規定により取得した権利を行使し、又は処分して得た金額からその行使又は処分によつた費用を控除した残額に、当該支払を受けた再保険金の金額の当該同一年度保険関係につき支払つた保険金の金額の合計額に対する割合を乗じて得た金額を、遅滞なく、政府に納付しなければならない。

（審査の申立て）

第三百三十七條 組合は、政府が漁船保険再保険事業等として行う再保険に関する事項につき不服があるときは、農漁業保険審査会に対し、審査を申し立てることができる。

2
（略）

（準用規定）

第三百三十八條 政府が漁船保険再保険事業等として行う再保険については、保険法第十一條及び第九十五條の規定を準用する。

（納付金）

第三百三十八條の二十一 再保険金の支払を受けた中央会は、普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業のそれぞれの再保険事業に係る保険（これらのうち、漁船船主責任保険にあつては、填補区分）ごとに、支払を受けた再保険金に係る同一年度再保険関係につき第三百三十八條の十の二第三項又は第四項の規定により取得した権利を行使し、又は処分して得た金額からその行使又は処分によつた費用を控除した残額に、当該支払を受けた再保険金の金額の当該同一年度再保険関係につき支払つた再保険金の金額の合計額に対する割合を乗じて得た金額を、遅滞なく、政府に納付しなければならない。

（審査の申立て）

第三百三十八條の二十二 組合又は中央会は、政府が特殊保険再保険事業等として行う再保険に関する事項につき不服があるときは、農漁業保険審査会に対し、審査を申し立てることができる。

2
（略）

（準用規定）

第三百三十八條の二十三 政府が特殊保険再保険事業等として行う再保険については、第三百三十八條の十並びに保険法第十一條及び第九十

第五章 保険料の負担及び補助金の交付

(保険料の負担)

第百三十九条 国庫は、第百十二条第一項の規定により保険に付した漁船（政令で定めるものを除く。）及び同条第七項の規定によつて同条第一項の規定により普通損害保険に付されたものとみなされた漁船（政令で定めるものを除く。）並びにこれらの漁船以外の漁船のうち無動力漁船及び総トン数百トン未満の動力漁船で政令で定めるもの（以下「対象漁船」という。）について、組合員が支払うべき普通損害保険及び満期保険の基本部分の純保険料のうち、次の各号に掲げる額を合計した額に相当する額を負担する。

- 一 対象漁船に係る保険金額（対象漁船ごとに政令で定める金額に相当する部分を除く。）に対象漁船に係る通常純保険料率を乗じて得た額に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第二欄に掲げる割合を乗じて得た額

五条の規定を準用する。この場合において、第百三十八条の十の規定中「再保険約款」とあるのは「農林水産省令」と、「組合」とあるのは「組合又は中央会」と、「保険約款」とあるのは「保険約款若しくは再保険約款」と、「保険金」とあるのは「保険金又は再保険金」と、「前二条」とあるのは「第百三十八条の十九」と読み替えるものとする。

第六章 保険料の負担及び補助金の交付

(保険料の負担)

第百三十九条 国庫は、第百十二条第一項の規定により保険に付した漁船（政令で定めるものを除く。）及び同条第七項の規定によつて同条第一項の規定により普通損害保険に付されたものとみなされた漁船（政令で定めるものを除く。）並びにこれらの漁船以外の漁船のうち無動力漁船及び総トン数百トン未満の動力漁船で政令で定めるもの（以下「対象漁船」という。）について、組合員が支払うべき普通損害保険及び満期保険の純保険料（満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。）のうち、次の各号に掲げる額を合計した額に相当する額を負担する。

- 一 対象漁船に係る保険金額に、対象漁船が保険に付されている組合についての対象漁船のトン数に応ずる第百三十八条の五第一項第一号に規定する一定率（次号において「異常部分の率」という。）を乗じて得た額

二 対象漁船に係る保険金額に<u>対象漁船に係る異常純保険料率</u>を乗じて得た額	2 国庫は、<u>対象漁船に係る漁船舶主責任保険について、組合員が支払うべき当該保険の基本部分の純保険料のうち、対象漁船の保険金額に<u>対象漁船に係る填補区分に係る漁船舶主責任保険純保険料率</u>を乗じて得た額に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を負担する。</u>
3 国庫は、<u>対象漁船に積載した漁船積荷を保険の目的とする漁船積荷保険について、組合員が支払うべき当該保険の基本部分の純保険料のうち、当該漁船積荷の保険金額に<u>当該漁船積荷に係る漁船積荷保険純保険料率</u>を乗じて得た額に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第四欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を負担する。</u>	
4 (略)	
二 対象漁船に係る保険金額（政令で定めるものを除く。）に、<u>対象漁船に係る保険料率のうち純保険料（満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。）</u>に対応する部分の率から異常部分の率を控除した率を乗じて得た額に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第二欄に掲げる割合を乗じて得た額 2 国庫は、<u>対象漁船に係る漁船舶主責任保険について、組合員が支払うべき当該保険の純保険料のうち、<u>第百三十八条の十三第二項の政令で定める填補区分を除く填補区分に係る対象漁船の保険金額に<u>対象漁船に係る当該填補区分に係る漁船舶主責任保険の純保険料率</u>（第百二十一条において読み替えて準用する第百十三条の四第二号に規定する漁船舶主責任保険の純保険料率をいう。）を乗じて得た額に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を負担する。</u></u> 3 国庫は、<u>対象漁船に積載した漁船積荷を保険の目的とする漁船積荷保険について、組合員が支払うべき当該保険の純保険料のうち、<u>当該純保険料に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第四欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を負担する。</u></u>	4 (略)
第百三十九条の二 国庫は、加入区ごとに、その区域内に住所を有する者が所有する総トン数二十トン未満の指定漁船のうち、その総数	第百三十九条の二 国庫は、加入区ごとに、その区域内に住所を有する者が所有する総トン数二十トン未満の指定漁船のうち、その総数

の二分の一以上の隻数のものが政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険若しくは満期保険に付されており、かつ、その隻数が政令で定める一定数以上である加入区の区域内に住所を有する者が所有する漁船又は当該区域内に主たる根拠地を有する漁船で当該政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険又は満期保険に付されている次に掲げるもの（対象漁船を除く。）について、組合員が支払うべき普通損害保険、満期保険、漁船主責任保険又は漁船積荷保険の基本部分の純保険料のうち、当該漁船が対象漁船であつたとした場合に前条の規定により負担すべき額の二分の一に相当する額を負担する。

一・二（略）

2（略）

第四百四十条（略）

2 前項の規定によつて組合に交付すべき交付金は、組合に交付するのに代えて、当該組合が政府に支払うべき再保険料の全部又は一部に充てて、食料安定供給特別会計の再保険料収入に計上することができる。

（漁業協同組合事務費交付金の補助）

第四百四十一条 政府は、予算の範囲内において政令で定めるところに

の二分の一以上の隻数のものが政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険若しくは満期保険に付されており、かつ、その隻数が政令で定める一定数以上である加入区の区域内に住所を有する者が所有する漁船又は当該区域内に主たる根拠地を有する漁船で当該政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険又は満期保険に付されている次に掲げるもの（対象漁船を除く。）について、組合員が支払うべき普通損害保険、満期保険、漁船主責任保険又は漁船積荷保険の純保険料（満期保険にあつては、積立保険料に該当する部分を除く。）のうち、当該漁船が対象漁船であつたとした場合に前条の規定により負担すべき額の二分の一に相当する額を負担する。

一・二（略）

2（略）

第四百四十条（略）

2 前項の規定によつて組合に交付すべき交付金は、組合に交付するのに代えて、当該組合が中央会に支払うべき再保険料の一部に充てべきものとして中央会に交付し、又は当該組合若しくは中央会が政府に支払うべき再保険料の全部若しくは一部に充てて、食料安定供給特別会計の再保険料収入に計上することができる。

（漁業協同組合事務費交付金の補助）

第四百四十一条 政府は、予算の範囲内において政令で定めるところに

より、組合が第百十三条第四項（第百二十一条及び第百二十六条の七）において準用する場合を含む。）の規定により漁業協同組合に対し交付する事務費交付金の一部を補助することができる。

2
（略）

（漁船保険再保険事業等に関する事務費の繰入れ）

第百四十三条 政府は、漁船保険再保険事業等の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れるものとする。

第六章 雑則

（組合の免責事由）

第百四十三条の九 次の場合には、組合は、任意保険に係る填補すべき損害の額の全部又は一部につき、その填補すべき責めを免れることができる。

一 三 （略）

四 保険契約者又は被保険者が、第百四十三条の十一第一項において準用する第九十六条の規定による通知を著しく遅滞したため、損害の状況の認定が困難となったとき。

五 保険契約者又は被保険者が、第百四十三条の十一第一項において準用する第九十七条第一項の規定による通知を怠り、又は同条第二項の規定による組合の指示に従わなかったとき。

より、組合が第百十三条第四項（第百二十一条及び第百二十六条の六）において準用する場合を含む。）の規定により漁業協同組合に対し交付する事務費交付金の一部を補助することができる。

2
（略）

（特殊保険再保険事業等に関する事務費の繰入れ）

第百四十三条 政府は、特殊保険再保険事業等の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れるものとする。

第六章の二 雑則

（組合の免責事由）

第百四十三条の九 次の場合には、組合は、任意保険に係る填補すべき損害の額の全部又は一部につき、その填補すべき責めを免れることができる。

一 三 （略）

四 保険契約者又は被保険者が、第百四十三条の十一第一項において準用する第九十七条の規定による通知を著しく遅滞したため、損害の状況の認定が困難となったとき。

五 保険契約者又は被保険者が、第百四十三条の十一第一項において準用する第九十八条第一項の規定による通知を怠り、又は同条第二項の規定による組合の指示に従わなかったとき。

六 保険契約者又は被保険者が、第四百四十三条の十一第一項において準用する第九十八条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

(任意保険事業についての準用)

第四百四十三条の十一 任意保険事業については、第八十八条から第九十一条まで、第九十二条第一項、第九十三条、第九十五条から第九十八条まで、第百条から第百二条まで、第百五条及び第百六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2ゝ4 (略)

(削る。)

六 保険契約者又は被保険者が、第四百四十三条の十一第一項において準用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

(任意保険事業についての準用)

第四百四十三条の十一 任意保険事業については、第八十九条から第九十二条まで、第九十三条第一項、第九十四条、第九十六条から第九十九条まで、第百一条から第百三条まで、第百六条及び第百七条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2ゝ4 (略)

(任意保険に係る事業を行う中央会)

第四百四十三条の十二 中央会は、第百三十二条に掲げる事業のほか、定款の定めるところより、次の事業を行うものとする。

- 一 任意保険の保険料率の算出
- 二 任意保険に係る事故及び損害の発生の予防及び防止に関する事項の調査、指導及び助成
- 三 会員たる組合の委託によつてする任意保険の引受のための漁船その他の船舶の調査並びに当該保険に係る事故及び損害の調査
- 四 任意保険の普及宣伝
- 五 その他任意保険事業の健全な発達を図るための調査、指導及び助成

(削る。)

(削る。)

(削る。)

六 任意保険再保険事業

七 前各号の事業に附帯する事業

2 任意保険の保険料率については、第三百三十三条の規定を準用する。

(再保険者)

第四百三十三条の十三 中央会は、組合が任意保険事業によつて被保険者に対して負う保険責任の一部を再保険するものとする。

(任意保険再保険事業に係る再保険約款)

第四百三十三条の十四 中央会は、任意保険再保険事業に係る再保険約款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 任意保険再保険事業の細目に関する事項

二 任意保険再保険事業の再保険金額に関する事項

三 任意保険再保険事業の再保険料に関する事項

四 任意保険再保険事業の再保険責任に関する事項

五 任意保険再保険事業の実施の方法に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

第四百三十三条の十五 中央会は、任意保険再保険事業に係る再保険約款を定め、又はこれを変更しようとするときは、総会の議決を経なければならぬ。

2 任意保険再保険事業に係る再保険約款については、第三百三十三条

(削る。)

の四の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第一百三十三條の二第一項の再保険約款の変更」とあるのは、「任意保険再保険事業に係る再保険約款の設定又は変更」と読み替えるものとする。

(任意保険再保険事業を行う中央会)

第四百十三條の十六 任意保険再保険事業を行う中央会についての第三百三十七條の三から第三百三十七條の五まで、第三百三十七條の六第一項及び第三百三十七條の九の規定の適用については、第三百三十七條の三中「又は漁船積荷保険再保険事業」とあるのは「若しくは漁船積荷保険再保険事業又は任意保険再保険事業」と、第三百三十七條の四中「漁船積荷保険」とあるのは「漁船積荷保険並びに任意保険」と、第三百三十七條の五中「又は漁船積荷保険再保険事業」とあるのは「若しくは漁船積荷保険再保険事業又は任意保険再保険事業」と、第三百三十七條の六第一項中「第三百三十八條の六」とあるのは「第三百三十八條の六(第四百十三條の十八において準用する場合を含む。)」と、第三百三十八條の七(第四百十三條の十八において準用する場合を含む。)」と、第三百三十七條の九中「又は漁船積荷保険再保険事業」とあるのは「若しくは漁船積荷保険再保険事業又は任意保険再保険事業」と、「再保険約款」とあるのは「再保険約款(任意保険再保険事業に係る再保険約款を含む。)」とする。

(削る。)

(削る。)

第百四十三条の十二 (略)

第七章 罰則

第百四十四条 第八十四条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第八十五条の規定による検査を拒み、妨げ、若しく

第百四十三条の十七 任意保険再保険事業を行う中央会についての第百三十八条第四項において準用する第三十一条の二第一項、第三十八条第一項及び第四十条第二項並びに第百三十八条第七項において準用する第八十五条及び第八十六条(第一項を除く。)の規定の適用については、これらの規定(第百三十八条第七項で準用する第八十六条第三項を除く。)中「保険約款」とあるのは「再保険約款(任意保険再保険事業に係る再保険約款を含む。)」と、第百三十八条第七項で準用する第八十六条第三項中「命令」とあるのは「命令(任意保険再保険事業に係るものを除く。)」とする。

(任意保険再保険事業についての準用)

第百四十三条の十八 任意保険再保険事業については、第百六条、第百七条、第百三十八条の三、第百三十八条の六から第百三十八条の十の二まで及び第百四十三条の十並びに保険法第十一条及び第九十五条(危険の減少等)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百四十三条の十九 (略)

第七章 罰則

第百四十四条 第八十四条(第百三十八条第七項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、

は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 組合の代表者又は代理人、職員その他の従業者がその組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対しても同項の刑を科する。

第百四十五条 次の場合には、組合の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 組合がこの法律の規定により行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

四 第二十六条第二項又は第四十条第五項(第四十六条第九項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

五 第三十二条の規定に違反したとき。

六 第三十四条第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に違反したとき。

又は第八十五条(第百三十八条第七項において準用する場合を含む。)、第百三十七条の八若しくは第百三十七条の九の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 組合又は中央会の代表者又は代理人、職員その他の従業者がその組合又は中央会の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合又は中央会に対しても同項の刑を科する。

第百四十五条 次の場合には、組合又は中央会の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 組合又は中央会がこの法律の規定により行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

四 第二十六条第二項(第百三十八条第三項において準用する場合を含む。)、又は第四十条第五項(第四十六条第九項及び第百三十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

五 第三十二条(第百三十八条第四項において準用する場合を含む。)、の規定に違反したとき。

六 第三十四条第一項、第三十五条第一項若しくは第三十六条(これらの規定を第百三十八条第四項において準用する場合を含む。)、又は第百三十七条の五の規定に違反したとき。

七 第三十八条第一項若しくは第二項若しくは第三十九条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八条第三項若しくは第三十九条第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

八 (略)

九 第五十九条又は第六十一条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十 第五十九条の二第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十一 第五十九条の二第一項又は第五十九条の四第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十二 (略)

(削る。)

十三 第二百二条(第四百三十三条の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十四 (略)

七 第三十八条第一項若しくは第二項若しくは第三十九条第一項(これらの規定を第三百三十八条第四項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八条第三項若しくは第三十九条第二項(これらの規定を第三百三十八条第四項において準用する場合を含む。))の規定による閲覧を拒んだとき。

八 (略)

九 第五十九条又は第六十一条(これらの規定を第三百三十八条第五項において準用する場合を含む。))に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十 第五十九条の二第一項(第三百三十八条第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。))の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十一 第五十九条の二第一項又は第五十九条の四第一項(第三百三十八条第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。))の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十二 (略)

十三 第六十条(第三百三十八条第五項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して財産を分配したとき。)

十四 第二百三条(第四百三十三条の十一第一項において準用する場合を含む。)(又は第三百三十七条の三の規定に違反したとき。

十五 (略)

十五 第一百五條又は第一百六條（これらの規定を第四百三十三條の十一
第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

（削る。）

第四百四十六條 第七條第二項の規定に違反した者は、十萬元以下の過
料に処する。

附 則

1
4 （略）

（削る。）

（削る。）

十六 第一百六條又は第一百七條（これらの規定を第三百三十八條の十一
、第四百三十三條の十一第一項及び第四百三十三條の十八において準
用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十七 第三百三十七條の七の規定に違反して同條に規定する書類を作
成せず、その書類に虚偽の記載をし、又はその書類を提出しな
つたとき。

第四百四十六條 第八條第二項（第三百三十八條第一項において準用する
場合を含む。）の規定に違反した者は、十萬元以下の過料に処する
。

附 則

1
4 （略）

5 中央会は、当分の間、第三百三十二條に規定する業務のほか、定款
の定めるところにより、組合が行う漁船舶主責任保険事業及び漁船
積荷保険事業の円滑な運営に資するため、組合が漁船舶主責任保険
によつて被保険者に対して負う保険責任のうち漁船舶主責任保険再
保険事業によつては再保険されない部分を再保険する事業（以下「
漁船舶主責任保険補完再保険事業」という。）及び組合が漁船積荷
保険によつて被保険者に対して負う保険責任のうち漁船積荷保険再
保険事業によつては再保険されない部分を再保険する事業（以下「
漁船積荷保険補完再保険事業」という。）を行うことができる。

6 中央会は、前項の規定により漁船舶主責任保険補完再保険事業又

(削る。)

は漁船積荷保険補完再保険事業を行う場合には、当該事業に係る経理については、他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(削る。)

7 中央会が、附則第五項の規定により漁船船主責任保険補完再保険事業又は漁船積荷保険補完再保険事業を行う場合には、第百六条、第百七条、第百三十三条の二から第百三十三条の四まで及び第百三十七条の四の規定を準用する。この場合において、第百六条中「漁船保険等」とあり、第百三十三条の二第一項第一号及び第五号中「普通保険再保険事業等」とあり、並びに第百三十三条の三第四号中「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業」とあるのは、「漁船船主責任保険補完再保険事業又は漁船積荷保険補完再保険事業」と読み替えるものとする。

8 中央会が附則第五項の規定により漁船船主責任保険補完再保険事業又は漁船積荷保険補完再保険事業を行う場合における第百四十五条、第十四号及び第十六号の規定の適用については、同条第十四号中「又は第百三十七条の三」とあるのは、「第百三十七条の三又は附則第六項」と、同条第十六号中「及び第百四十三条の十八」とあるのは、「第百四十三条の十八及び附則第七項」とする。

○ 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（残余財産の分配等） 第五十九条 （略） 2 （略） 3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産がある場合は、その財産は、第六十一条の規定による農林水産大臣に対する清算終了の届出の時において、定款で定めるところにより、漁業共済団体又は漁船保険組合に帰属する。 4 第一項及び前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。 （共済契約の成立） 第八十条 （略） 2 組合は、第四百四条第二号に掲げる漁業に係る共済契約、第四百十四条の政令で定める養殖業に係る共済契約又は第二百二十五条の二に規定する特定養殖業（以下この節において「特定養殖業」という。）に係る共済契約（これらの共済契約に係る共済掛金の支払を特に確保する必要があるものとして農林水産省令で定めるものに限る。）については、共済規程で定めるところにより、前項の申込みに際し	（残余財産の分配） 第五十九条 （略） 2 （略） 3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産がある場合におけるその財産の処分については、政令で定める。 （新設） （共済契約の成立） 第八十条 （略） 2 組合は、第四百四条第二号に掲げる漁業に係る共済契約（当該共済契約に係る共済掛金の支払を特に確保する必要があるものとして農林水産省令で定めるものに限る。）、第四百十四条第三号に掲げる養殖業に係る共済契約又は第二百二十五条の二に規定する特定養殖業（以下この節において「特定養殖業」という。）に係る共済契約（当該共済契約に係る共済掛金の支払を特に確保する必要があるものと

、その申込みをする者に、当該共済契約に係る共済掛金に充てるものとして共済規程で定める金額の申込証拠金を提供させることができる。

3 (略)

(通常行うべき管理等の義務)

第八十五条 被共済者（第五十一条第一号に掲げる組合員にあつては同号に規定する中小漁業者、同項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員、第二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者を含む。次条、第八十七条、第九十三条第一項第三号から第五号まで及び第三十三条において同じ。）は、漁獲共済にあつては当該共済契約に係る漁業の漁獲物、養殖共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖水産動植物、特定養殖共済にあつては当該共済契約に係る特定養殖業の養殖に係る水産動植物、漁業施設共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設及び漁具につき、通常行うべき管理その他損害の防止又は軽減を怠つてはならない。

2 (略)

して農林水産省令で定めるものに限る。）については、共済規程で定めるところにより、前項の申込みの際し、その申込みをする者に、当該共済契約に係る共済掛金に充てるものとして共済規程で定める金額の申込証拠金を提供させることができる。

3 (略)

(通常行うべき管理等の義務)

第八十五条 被共済者（第五十一条第一号に掲げる組合員にあつては同号に規定する中小漁業者、同項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員、第一百六条第一項第二号に掲げる団体にあつてはその構成員、第二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者を含む。次条、第八十七条、第九十三条第一項第三号から第五号まで及び第三十三条において同じ。）は、漁獲共済にあつては当該共済契約に係る漁業の漁獲物、養殖共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖水産動植物、特定養殖共済にあつては当該共済契約に係る特定養殖業の養殖に係る水産動植物、漁業施設共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設及び漁具につき、通常行うべき管理その他損害の防止又は軽減を怠つてはならない。

2 (略)

(共済契約の解除)

第九十一条 (略)

2・3 (略)

4 被共済者は、第一項の規定による共済契約の解除があつた場合において、当該操業、管理又は供用の条件又は方法の変更が当該被共済者(第五十五条第一項第一号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する中小漁業者、同項第二号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員、第二百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者を含む。)の責めに帰することができない事由によるときは、農林水産省令で定めるところにより、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

(養殖共済の対象とする養殖業及び区分)

第百十四条 養殖共済は、政令で定める養殖業につき行なうものとし、その対象とする養殖業の種類により区分する。

(削る。)

(削る。)

(共済契約の解除)

第九十一条 (略)

2・3 (略)

4 被共済者は、第一項の規定による共済契約の解除があつた場合において、当該操業、管理又は供用の条件又は方法の変更が当該被共済者(第五十五条第一項第一号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する中小漁業者、同項第二号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員、第一百六条第一項第二号ロに掲げる団体にあつてはその構成員、第二百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者を含む。)の責めに帰することができない事由によるときは、農林水産省令で定めるところにより、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

(養殖共済の対象とする養殖業及び区分)

第百十四条 養殖共済は、次に掲げる養殖業につき行なうものとし、その対象とする養殖業の種類により区分する。

一 土、石、竹、木等によつて囲まれた一定の区域内において営む養殖業であつて、政令で定めるもの

二 漁業法第七条の特定区画漁業権に基づく養殖業(前号に掲げる養殖業を除く。)であつて、政令で定めるもの

(削る。)

(被共済者の資格)

第百十六条 養殖共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、養殖共済の対象とする養殖業の種類に応じ、当該養殖業を営む中小漁業者であつて組合員又は組合員の直接の構成員であるものとする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

三 前二号に掲げる養殖業以外の養殖業であつて、政令で定めるものの

(被共済者の資格)

第百十六条 養殖共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、養殖共済の対象とする養殖業の種類に応じ、次に掲げるとおりとする。

一 第百十四条第一号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済にあつては、当該養殖業を営む中小漁業者であつて組合員又は組合員の直接の構成員であるもの

二 第百十四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該養殖業を営む組合員

ロ 第百十八条第二項の農林水産省令で定める養殖業の種類ごとに、組合員の直接の構成員で同項の一定の水域内において当該種類の養殖業を営む中小漁業者の全員をその構成員の全部とし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を有する団体

三 第百十四条第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済にあつては、組合の地区に係る地先水面において当該養殖業を営む者

(共済契約の締結の制限)

第百十八条 (削る。)

養殖共済については、農林水産省令で定める養殖業の種類ごとに、被共済者となる者が、政令で定めるところにより都道府県知事が地先水面を分けて定める一定の水域（以下「単位漁場区域」という。）内においてその者の営む当該種類の養殖業に係る養殖水産動植物で共済目的とすることができものの全てを共済目的とし、その養殖業においてその養殖業を営む者が当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物（当該養殖水産動植物と同種のものに限る。）がある場合にはその全てを共済目的とすることを約する場合でなければ、組合は、その者と共済契約を締結することができない。

(共済契約の締結の制限)

第百十八条 第百十四条第一号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済については、農林水産省令で定める養殖業の種類ごとに、被共済者となる者が、一の事業場において営む当該養殖業に係る養殖水産動植物で当該養殖共済において共済目的とすることができもののすべてを共済目的とし、その養殖業において当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物（当該養殖水産動植物と同種のものに限る。）がある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約する場合でなければ、組合は、その者と共済契約を締結することができない。

2 | 第百十四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済については、農林水産省令で定める養殖業の種類ごとに、被共済者となる者が、政令で定めるところにより都道府県知事が地先水面を分けて定める一定の水域内においてその者（その者が第百十六条第一項第二号に掲げる団体であるときは、その構成員のすべて）の営む当該種類の養殖業に係る養殖水産動植物で共済目的とすることができもののすべてを共済目的とし、その養殖業においてその養殖業を営む者が当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物（当該養殖水産動植物と同種のものに限る。）がある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約する場合でなければ、組合は、その者と共済契約を締結することができない。

(削る。)

2 |
(略)

(共済金)

第百二十四条 (略)

3 | 第百十四条第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済については、農林水産省令で定める養殖業の種類ごと及び政令で定めるところにより都道府県知事が地先水面を分けて定める一定の水域(以下「単位漁場区域」という。)ごとに、次の各号のすべてに該当する場合でなければ、組合は、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者と共済契約を締結することができない。

一 | 当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む者の二分の一以上の者が、組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者であるとき。

二 | 農林水産省令で定めるところにより、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者の全員から当該種類の養殖業に係る養殖共済の共済契約の締結の申込みがあつたとき。

三 | 前号の申込みのすべてが、当該単位漁場区域内においてその者の営む当該種類の養殖業に係る養殖水産動植物で共済目的とすることができるとするものをすべてを共済目的とし、当該養殖業において当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物(当該養殖水産動植物と同種のものに限る。)がある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約する申込みであるとき。

4 |
(略)

(共済金)

第百二十四条 (略)

2 養殖業に係る経営事情及び共済事故の発生の態様に照らして共済金の支払につき特例を定める必要がある次の各号の種類の養殖業に係る養殖共済の養殖水産動植物に係る共済金（第二号の種類の養殖業にあつては、同号の政令で定める共済事故に該当する事故であつて同号の共済規程で指定する単位漁場区域におけるものによつて受けた損害に係る共済金に限る。）については、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

二 前号の政令で定める種類の養殖業以外の養殖業であつて政令で定める種類のものに係る養殖共済については、政令で定める共済事故に該当する事故であつて当該養殖共済の共済事故の発生の態様に応じ政令で定めるところにより組合が共済規程で指定する単位漁場区域におけるものによつて受けた損害に係る共済金は、共済契約ごとに、当該損害数量が、当該直前数量に前項の政令で定める割合（当該割合に比し、当該養殖業に係る養殖共済の共済事故の発生の態様に応じ百分の三十を超えない範囲内において政令で定めるところにより組合が共済規程で当該単位漁場区域につき指定する割合（以下この条において「指定割合」という。））が大きい場合にあつては、指定割合）を乗じて得た数量を超える場合に支払うものとし、その共済金の金額は、共済契約ごとに、政令で定める共済事故に該当する事故によつて受けた当該共済目的についての損害額から、直前数量に指定割合、当該共済目的の第二百一十一条第一項の単位当たり共済価額及び第五項の割合を乗じて

2 養殖業に係る経営事情及び共済事故の発生の態様に照らして共済金の支払につき特例を定める必要がある次の各号の種類の養殖業に係る養殖共済の養殖水産動植物に係る共済金（第二号の種類の養殖業にあつては、同号の政令で定める共済事故に該当する事故であつて同号の共済規程で指定する単位漁場区域におけるものによつて受けた損害に係る共済金に限る。）については、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

二 第一百十四条第三号に掲げる養殖業であつて政令で定める種類のもの（前号の政令で定める種類のものを除く。以下「特定第三号養殖業」という。）に係る養殖共済については、政令で定める共済事故に該当する事故であつて当該養殖共済の共済事故の発生の態様に応じ政令で定めるところにより組合が共済規程で指定する単位漁場区域におけるものによつて受けた損害に係る共済金は、共済契約ごとに、当該損害数量が、当該直前数量に前項の政令で定める割合（当該割合に比し、特定第三号養殖業に係る養殖共済の共済事故の発生の態様に応じ百分の三十を超えない範囲内において政令で定めるところにより組合が共済規程で当該単位漁場区域につき指定する割合（以下この条において「指定割合」という。））が大きい場合にあつては、指定割合）を乗じて得た数量を超える場合に支払うものとし、その共済金の金額は、共済契約ごとに、政令で定める共済事故に該当する事故によつて受けた当該共済目的についての損害額から、直前数量に指定割合、当該共済目

得た金額（第四項において「控除金額」という。）を差し引いて得た金額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

3ゝ5 （略）

（共済契約の締結の申込み等）

第二百二十五条の六 第二百二十五条の三第一項第二号の都道府県知事の定める区域ごとに、区域内特定養殖業者（当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養殖業を営む被共済資格者であつて政令で定める要件に該当するものをいう。以下この条において同じ。）の三分の二以上の者が特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをし又は組合員の直接の構成員として同号に規定する規約を定めることにつき同意をした場合において、当該同意につき第三項において準用する第二百五条の二第四項の規定による公示があつたときは、区域内特定養殖業者（当該公示があつた後に区域内特定養殖業者となつた者を含む。）は、組合に当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをし、又は同号に規定する規約を定めなければならない。当該特定養殖共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

2・3 （略）

的の第二百二十一条第一項の単位当たり共済価額及び第五項の割合を乗じて得た金額（第四項において「控除金額」という。）を差し引いて得た金額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

3ゝ5 （略）

（共済契約の締結の申込み等）

第二百二十五条の六 第二百二十五条の三第一項第二号の都道府県知事の定める区域ごとに、区域内特定養殖業者（当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養殖業を営む被共済資格者をいう。以下この条において同じ。）の三分の二以上の者が特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをし又は組合員の直接の構成員として同号に規定する規約を定めることにつき同意をした場合において、当該同意につき第三項において準用する第二百五条の二第四項の規定による公示があつたときは、区域内特定養殖業者（当該公示があつた後に区域内特定養殖業者となつた者を含む。）は、組合に当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをし、又は同号に規定する規約を定めなければならない。当該特定養殖共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

2・3 （略）

第四百四十七条の二 (略)

2 連合会の漁業共済事業については、前章(第九十五条第二項を除く。)及び第九十五条から第九十六条までの規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(共済掛金及び事務費の補助等)

第九十五条 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる共済契約者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分(第二百十三条第二項ただし書に規定する特約があるときは、当該特約に係る部分を除く。)の一部及び当該共済契約者が当該共済契約に係る漁業の用に供する養殖施設又は漁具を共済目的として漁業施設共済に係る共済契約を締結している場合(当該漁業施設共済の適切な実施を図るため必要と認められるものとして政令で定める一定の要件に適合する場合に限る。)には当該漁業施設共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部を補助するものとする。

一 (略)

二 第四百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済の共済契約者のうち、その営む漁業の規模(その者が第二百五条第一項第二号口又は第二百二十五条の三第一

第四百四十七条の二 (略)

2 連合会の漁業共済事業については、第三章(第九十五条第二項を除く。)及び第九十五条から第九十六条までの規定を準用する。この場合において、第一百六条第一項第三号中「組合の地区」とあるのは、「第六十七条の四第一項に規定する区域」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(共済掛金及び事務費の補助等)

第九十五条 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる共済契約者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分(第二百十三条第二項ただし書に規定する特約があるときは、当該特約に係る部分を除く。)の一部及び当該共済契約者が当該共済契約に係る漁業の用に供する養殖施設又は漁具を共済目的として漁業施設共済に係る共済契約を締結している場合(当該漁業施設共済の適切な実施を図るため必要と認められるものとして政令で定める一定の要件に適合する場合に限る。)には当該漁業施設共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部を補助するものとする。

一 (略)

二 第四百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済、第一百十四条第二号若しくは第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済又は特定養殖共済の共済契約者のうち、その営む漁

項第二号に掲げる組合員であるときは第百五条第一項第二号ロ又は第百二十五条の三第一項第二号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む漁業の平均規模、その者が第百五条第一項第二号ハに掲げる団体であるときはその構成員の営む漁業の平均規模）が政令で定める一定の規模以下であり、かつ、当該漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済への加入の円滑化等を図るため必要と認められる政令で定める一定の要件に適合するもの

2
4
(略)

業の規模（その者が第百五条第一項第二号ロ又は第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは第百五条第一項第二号ロ又は第百二十五条の三第一項第二号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む漁業の平均規模、その者が第百五条第一項第二号ハ又は第百十六条第一項第二号ロに掲げる団体であるときはその構成員の営む漁業の平均規模）が政令で定める一定の規模以下であり、かつ、当該漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済への加入の円滑化等を図るため必要と認められる政令で定める一定の要件に適合するもの

2
4
(略)

改 正 案	現 行
（共済契約の締結の制限） 第百十八条 養殖共済については、農林水産省令で定める養殖業の種類ごとに、被共済者となる者が、政令で定めるところにより都道府県知事が地先水面を分けて定める一定の水域（以下「単位漁場区域」という。）内（内水面において営む養殖業にあつては、一の事業場）においてその者の営む当該種類の養殖業に係る養殖水産動植物で共済目的とすることが出来るものの全てを共済目的とし、その養殖業においてその養殖業を営む者が当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物（当該養殖水産動植物と同種のものに限る。）がある場合にはその全てを共済目的とすることを約する場合でなければ、組合は、その者と共済契約を締結することができない。 2 （略） （共済責任期間） 第百十九条 養殖共済の共済責任期間は、対象とする養殖業の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該種類の養殖業の養殖時期（周年操業をするもの（内水面において営む養殖業であつて、農林水産省令で定めるものを除く。）については、一年間）を基	（共済契約の締結の制限） 第百十八条 養殖共済については、農林水産省令で定める養殖業の種類ごとに、被共済者となる者が、政令で定めるところにより都道府県知事が地先水面を分けて定める一定の水域（以下「単位漁場区域」という。）内においてその者の営む当該種類の養殖業に係る養殖水産動植物で共済目的とすることが出来るものの全てを共済目的とし、その養殖業においてその養殖業を営む者が当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物（当該養殖水産動植物と同種のものに限る。）がある場合にはその全てを共済目的とすることを約する場合でなければ、組合は、その者と共済契約を締結することができない。 2 （略） （共済責任期間） 第百十九条 養殖共済の共済責任期間は、対象とする養殖業の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該種類の養殖業の養殖時期（周年操業をするものについては、一年間）を基準として、共済規程で定める期間とする。

準として、共済規程で定める期間とする。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。				別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。			
法律	(略)	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）	(略)	法律	(略)	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）	(略)
事務	(略)	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)	事務	(略)	この法律（ <u>第八十八条を除く。</u> ）の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)

○ 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第百四十四条 （略） ② 農漁業保険審査会は、第百四十一条第一項（第百四十二条において準用する場合を含む。）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）<u>第百三十七条第一項及び漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七条の十三第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</u> ③ （略）	第百四十四条 （略） ② 農漁業保険審査会は、第百四十一条第一項（第百四十二条において準用する場合を含む。）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）<u>第百三十八条の二十二第一項及び漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七条の十三第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</u> ③ （略）

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲） 第二十五条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。 一 （略） 二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の法人、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第二条第五項に規定する法人である職員団体等、漁船保険組合、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。）、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共	（個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲） 第二十五条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。 一 （略） 二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の法人、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第二条第五項に規定する法人である職員団体等、漁船保険組合、<u>漁船保険中央会</u>、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。）、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合

済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等

2・3 （略）

（法人の事業税の非課税所得等の範囲）

第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。

一 四 （略）

五 漁船保険組合、漁業信用基金協会、信用保証協会、農業信用基金協会、農業共済組合及び漁業共済組合連合会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、土地改良事業団体連合会、農業協同組合連合会（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の二十四の七第五項において「特定農業協同組合連合会」という。）、中小企業団体中央会、酒造組合及び酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合及び酒販組合連合会、酒販組合中央会、非出資組合である商工組合及び

会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等

2・3 （略）

（法人の事業税の非課税所得等の範囲）

第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。

一 四 （略）

五 漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協会、農業信用基金協会、農業共済組合及び漁業共済組合連合会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、土地改良事業団体連合会、農業協同組合連合会（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の二十四の七第五項において「特定農業協同組合連合会」という。）、中小企業団体中央会、酒造組合及び酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合及び酒販組合連合会、酒販組合中央会、非出資組合で

商工組合連合会、非出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会、非出資組合である輸出組合及び輸入組合、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本私立学校振興・共済事業団、企業年金基金及び確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金基金及び国民年金基金連合会、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構、投資者保護基金、委託者保護基金、原子力損害賠償・廃炉等支援機構並びに勤労者財産形成基金

六〇十一 (略)

二〇四 (略)

(個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲)

第二百九十六条 市町村は、次に掲げる者に対しては、市町村民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 (略)

二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法第六十四条第四項の法人、労働組合法による労

ある商工組合及び商工組合連合会、非出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会、非出資組合である輸出組合及び輸入組合、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本私立学校振興・共済事業団、企業年金基金及び確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金基金及び国民年金基金連合会、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構、投資者保護基金、委託者保護基金、原子力損害賠償・廃炉等支援機構並びに勤労者財産形成基金

六〇十一 (略)

二〇四 (略)

(個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲)

第二百九十六条 市町村は、次に掲げる者に対しては、市町村民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 (略)

二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法第六十四条第四項の法人、労働組合法による労

働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第二条第五項に規定する法人である職員団体等、漁船保険組合、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業協同組合連合会（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。）、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等

2・3 (略)

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 (略)

2・3 (略)

4 市町村は、森林組合法、農業災害補償法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）、中小企

働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第二条第五項に規定する法人である職員団体等、漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業協同組合連合会（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。）、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等

2・3 (略)

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 (略)

2・3 (略)

4 市町村は、森林組合法、農業災害補償法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）、中小企

業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）、商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四十一号）及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）による組合（信用協同組合及び企業組合を除き、生活衛生同業小組合を含む。）、連合会（信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号に規定する事業を行う協同組合連合会をいう。第三百四十九条の三第二十六項において同じ。）を除く。）及び中央会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会、企業年金基金及び確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会、法人である労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律による法人である職員団体等、漁船保険組合、たばこ耕作組合、輸出水産業組合、土地改良事業団体連合会並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対しては、固定資産税を課することができない。

5
10
(略)

業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）、商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四十一号）及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）による組合（信用協同組合及び企業組合を除き、生活衛生同業小組合を含む。）、連合会（信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号に規定する事業を行う協同組合連合会をいう。第三百四十九条の三第二十五項において同じ。）を除く。）及び中央会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会、企業年金基金及び確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会、法人である労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律による法人である職員団体等、漁船保険組合、漁船保険中央会、たばこ耕作組合、輸出水産業組合、土地改良事業団体連合会並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対しては、固定資産税を課することができない。

5
10
(略)

○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）							
名称		(略)		名称		(略)	
根拠法		(略)		根拠法		(略)	
漁船保険組合		漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）		漁船保険中央会		漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）	
(略)		(略)		(略)		(略)	

○ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七条、第六十六条関係）				別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七条、第六十六条関係）			
名称	(略)	漁船保険組合	(略)	名称	(略)	漁船保険組合	(略)
根拠法	(略)	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）	(略)	根拠法	(略)	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）	(略)
	(略)		(略)		(略)	漁船保険中央会	(略)

○ 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行																					
別表第三（第三条、第六十条関係） 一次の表に掲げる法人		別表第三（第三条、第六十条関係） 一次の表に掲げる法人																					
二（略）	<table><tr><td>名称</td><td>根拠法</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>漁船保険組合</td><td>漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	名称	根拠法	（略）	（略）	漁船保険組合	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）	（略）	（略）	二（略）	<table><tr><td>名称</td><td>根拠法</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>漁船保険組合</td><td>漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>漁船保険中央会</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	名称	根拠法	（略）	（略）	漁船保険組合	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）	（略）	（略）	漁船保険中央会	（略）	（略）	（略）
名称	根拠法																						
（略）	（略）																						
漁船保険組合	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）																						
（略）	（略）																						
名称	根拠法																						
（略）	（略）																						
漁船保険組合	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）																						
（略）	（略）																						
漁船保険中央会	（略）																						
（略）	（略）																						

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（目的） 第百二十四条（略） 2 3 4 （略） 5 この節において「漁船再保険事業」とは、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）<u>第二条第二号に規定する漁船保険再保険事業等</u>をいう。 6 （略） （一般会計からの繰入対象経費） 第百二十九条（略） 2 3 （略） 4 漁船再保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。 一 漁船再保険事業に関する費用で漁船損害等補償法第百三十九条第一項から第三項まで及び第百三十九条の二第一項の規定により	（目的） 第百二十四条（略） 2 3 4 （略） 5 この節において「漁船再保険事業」とは、普通保険等再保険事業（漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）<u>第二条第三号に規定する普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険事業をいう。</u>第百二十九条第四項第一号において同じ。）<u>及び同法第二条第三号に規定する特殊保険再保険事業をいう。</u> 6 （略） （一般会計からの繰入対象経費） 第百二十九条（略） 2 3 （略） 4 漁船再保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。 一 普通保険等再保険事業に関する費用で漁船損害等補償法第百三十九条第一項から第三項まで及び第百三十九条の二第一項の規定

国庫が負担するもの

二・三 (略)

5 (略)

附則

第四十二条から第四十七条まで 削除

により国庫が負担するもの

二・三 (略)

5 (略)

附則

(食料安定供給特別会計における漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業の経理等)

第四十二条 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百十二号

第二条に規定する漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業に関する経理は、当分の間、第二百二十四条第一項の規定にかかわらず、食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定において行うものとする。

2 前項の規定により同項に規定する経理を漁船再保険勘定において行う場合における第二百二十七条第四項及び第六項、第二百二十九条第四項、第三百三十四条第一項並びに第三百三十六条第三項及び第四項の規定の適用については、第二百二十七条第四項第一号イ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業(附則第四十二条第一項に規定する再保険事業をいう。以下この節において同じ。)」と、同号中「へ 附属雑収入」とあるのは「へ 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百十二号)は ト 附属雑収入

第二十九条の規定による納付金

「と、同項第二号イ及びハ中「漁船

再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業」と、同条第六項第二号イ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業、漁船乗組員給与保険再保険事業」と、第二百九条第四項第二号、第三百三十四条第一項第二号並びに第三百三十六条第三項第二号及び第四項第二号中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業」とする。

第四十三条から第四十六条まで 削除

（貿易再保険特別会計から一般会計への繰入れの特例）

第四十七条 一般会計から附則第六十六条第十二号の規定による廃止前の貿易再保険特別会計法に基づく貿易再保険特別会計に繰り入れた繰入金のうち、将来における再保険金（第八十四条第二号イに規定する再保険金をいう。以下この項において同じ。）及び保険金（貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号）による改正前の貿易保険法に規定する保険金をいう。以下この項において同じ。）の支払に係る債務の履行に必要な経費並びに再保険金及び保険金の支払財源の不足に充てるための経費として繰り入れた金額に相当する金額については、貿易再保険特別会計の収入支出の状況等を勘案し、平成二十二年度までを目途に、予算で定めるところにより、同会計から一般会計に繰り入れるものとする。

2 前項の規定により一般会計に繰入れをした場合には、その繰入金の金額により貿易再保険特別会計の資本を減少するものとする。

[

○ 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十八年法律第 号）（附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（漁船損害等補償法の一部改正） 第二百五十一条 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。 第百十三条の十七中「支払義務は」を「支払義務に係る請求権はこれらを行使することができる時から」に改める。 第百三十七条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。 （漁船損害等補償法の一部改正に伴う経過措置） 第二百五十二条 施行日前に前条の規定による改正前の漁船損害等補償法第百三十七条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。	（漁船損害等補償法の一部改正） 第二百五十一条 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。 第百十三条の十七中「支払義務は」を「支払義務に係る請求権はこれらを行使することができる時から」に改める。 第百三十八条の二十二第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。 （漁船損害等補償法の一部改正に伴う経過措置） 第二百五十二条 施行日前に前条の規定による改正前の漁船損害等補償法第百三十八条の二十二第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（附則第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（所掌事務） 第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三十三 （略） 三十四 農業災害補償、森林保険並びに漁船損害等補償及び漁業災害補償に関すること。 三十五 八十七 （略） 2 （略）	（所掌事務） 第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三十三 （略） 三十四 農業災害補償、森林保険並びに漁船損害等補償、<u>漁船乗組員給与保険及び漁業災害補償に関すること。</u> 三十五 八十七 （略） 2 （略）